

RESEARCH ON THE SPECIALTY PRACTICE

- Recent Trend of Privacy Council in Local Government
～ Under Act on the Protection of Personal Information 2021 revision
Akira Morita
- A Research on Public Assistance Act Article 77-2
Mayumi Nakamura
- The symposium report on “Sports accidents of School physical education
that can be prevented”
- Protecting children from heatstroke accidents -
Wataru Miwa
- Legal issues regarding generative AI
Naohisa Iida, Hiroto Uchiyama, Masanao Endo, Toshikata Kawazoe, Takashi Sato

KANAGAWA BAR ASSOCIATION

専
門
実
務
研
究

第
1
9
号

二
〇
二
五
（
令
和
七
）
年

神
奈
川
県
弁
護
士
会

2025(令和7)年 第19号

専門実務研究

- 令和3年個人情報保護法改正に基づく条例改正後の地方公共団体の個人情報に
関する審議会の実情と問題点
森田 明
(情報問題対策委員会有志)
- 生活保護法第77条の2にかかる検討
中村 真由美
(行政法研究会)
- シンポジウム「これで防げる学校体育・スポーツ事故」報告
—熱中症事故から子供を守る—
三輪 渉
(スポーツ法研究会)
- 生成A I の法律問題
飯田 直久、内山 浩人、遠藤 政尚、川添 利賢、佐藤 隆志
(IT 法研究会)

神奈川県弁護士会

巻頭言

「論文」というものを一つ完成させることは、並の努力でできることではありません。

どんな学問分野でもそうですが、特に「専門」という言葉に関する論文を完成させていくということになりますと、書くべきテーマを探すことから始まり、その分野に関する過去の数多の論文や判例に目を通してこれらを整理し、そのうえで語り尽くされていない部分に少しの私見を加えていく、という作業になろうかと思っています。テーマ設定が終われば（この部分も本当に大変なのですが）、ほとんどが情報収集と整理に時間を要すると言っても過言ではありません。

できあがった論文を読む私たちは、そんな執筆者の努力の賜物の美味しいところだけを享受できるのだから大変幸せなように思えるのですが、論文作成によって大きな果実を受けることができるのは、実は執筆者自身なのです。私たちは、執筆者自身の論文作成という大きな試練や喜びによって得るものから、少しだけこぼれ落ちた「おこぼれ」を頂戴するだけなのです。

そうした論文の集まりである「専門実務研究」第19号をお届けします。

各論文の執筆者及び共に研究を続けてこられた専門実務研究会のメンバー並びに編集に当たられた研修委員会の皆様には、心からの敬意を表したいと思います。

そして、若い会員の皆さんには、専門実務研究会に積極的に参加することを強く推奨したいと思います。実務の合間に特定の法分野について深く研究し、その結果を論文として残すことの意義は、その後の法曹としての人生にとって必ず有益なものになると思っています。

神奈川県弁護士会

令和6年度会長 岩田 武司

目 次

- 令和３年個人情報保護法改正に基づく条例改正後の地方公共団体の個人情報に関する審議会の実情と問題点
森田 明（情報問題対策委員会有志）……………5
- 生活保護法第77条の2にかかる検討
中村 真由美（行政法研究会）……………22
- シンポジウム「これで防げる学校体育・スポーツ事故」報告
—熱中症事故から子供を守る—
三輪 渉（スポーツ法研究会）……………32
- 生成A I の法律問題
飯田 直久、内山 浩人、遠藤 政尚、川添 利賢、佐藤 隆志
（IT法研究会）……………39

CONTENTS

- Recent Trend of Privacy Council in Local Government
 ～Under Act on the Protection of Personal Information 2021 revision
 Akira Morita5
- A Research on Public Assistance Act Article 77-2
 Mayumi Nakamura22
- The symposium report on “Sports accidents of School physical education
 that can be prevented” - Protecting children from heatstroke accidents -
 Wataru Miwa32
- Legal issues regarding generative AI
 Naohisa Iida, Hiroto Uchiyama, Masanao Endo, Toshikata Kawazoe,
 Takashi Sato39

凡例

民録	大審院民事判決録
民集	大審院および最高裁判所民事判例集
刑集	大審院および最高裁判所刑事判例集
裁判集（民）	最高裁判所裁判集（民事）
裁判集（刑）	最高裁判所裁判集（刑事）
高民集	高等裁判所民事判例集
高刑集	高等裁判所刑事判例集
東高時報	東京高等裁判所判決時報
下民集	下級裁判所民事裁判例集
下刑集	下級裁判所刑事裁判例集
行裁判集	行政事件裁判例集
判時	判例時報
判タ	判例タイムズ
ジュリ	ジュリスト
金法	旬刊金融法務事情
法セミ	法学セミナー
手研	手形研究
金商	金融・商事判例
商事	旬刊商事法務
民商	民商法雑誌
自保	自保ジャーナル
交民	交通事故民事裁判例集
労判	労働判例
高刑特	高等裁判所刑事裁判特報
高刑速	高等裁判所刑事裁判速報集
家月	家庭裁判月報

令和3年個人情報保護法改正に基づく条例改正後の地方公共団体の

個人情報に関する審議会の実情と問題点

(Recent Trend of Privacy Council in Local Government
～Under Act on the Protection of Personal Information 2021 revision)

森田明（情報問題対策委員会有志）

第1 本稿の趣旨

1 経緯

本稿は、神奈川県弁護士会情報問題対策委員会（以下「当委員会」という。）の有志による、専門実務研究第16号収載の「地方公共団体の個人情報保護に関する審議会の実情と今後～令和3年個人情報保護法改正を踏まえて」（以下、「先行論文」という。^{1）}）の続編である。

先行論文は、令和3年個人情報保護法改正により、個人情報保護条例の画一化が進み、従来大きな役割を果たしていた地方公共団体の個人情報保護審議会（以下、単に「審議会」ということがある。）の役割が大きく制約されようとしている中で、神奈川県内の個人情報保護審議会の実情を調査し、法改正後の審議会の在り方について若干の提言をしたものである。²

先行論文は2022年（令和4年）2月に公表されたが、その後令和5年4月の改正法施行に向けて、令和4年12月前後に条例改正（従前の条例を改正したところのほか、旧条例の廃止・新条例の制定としたところもあるが、以下いずれについても新しい条例を「改正条例」という。）が進められ、令和5年4月までに改正条例の施行に至っている。そこで、当委員会では、改正後の条例の運用状況について調査すべく、令和6年3月から9月までの当委員会の会議の中で審議会に関与している委員から報告を受けた。本稿はこれを基に、令和3年法改正及びそれに基づく条例改正が

個人情報保護審議会の運用にどのような影響を及ぼしたかを分析し、問題点を指摘するものである。

なお、報告者は次のとおりである。

- 3月 斎藤宙也会員 茅ヶ崎市、
森田明会員 逗子市
- 4月 飯島奈津子会員 藤沢市
- 5月 森田明会員 神奈川県後期高齢者医療
広域連合
- 6月 森田明会員・斎藤宙也会員 神奈川県
- 7月 中村俊規会員 横浜市、
福田英訓会員 鎌倉市
- 9月 山辺直義会員 箱根町、清川村、寒川
町、東京都世田谷区

本稿は、当委員会における報告及び検討をもとに、森田がとりまとめたものである。

2 個人情報保護委員会による改正法の解釈

各審議会の紹介に先立ち、令和3年個人情報保護法改正により設けられた個人情報保護審議会に関する規定（129条）及び個人情報保護委員会による解釈を紹介する。

（1）令和3年改正後の個人情報保護法の審議会に関する規定

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる（法129条）。

（2）「個人情報の保護に関する法律について
のガイドライン（行政機関編） 令和4年1

月（令和 5 年 12 月一部改正） 個人情報保護委員会」（以下、「ガイドライン」という。）

「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。（ガイドライン 70 頁）

個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。令和 3 年改正法では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和 3 年改正法の趣旨に反するものである。なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第 166 条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。（ガイドライン 70～71 頁）

このガイドラインの 1 頁には、「本ガイドラインのうち、地方公共団体に適用される部分については、地方公共団体に対する技術的な助言としての性格を有するものである。ただし、本ガイドラインの中で、「しなければならない」、「してはならない」及び「許容されない」と記述している事項については、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。」との記載がある。この種のガイドラインは地方自治法 245 条の 4 に定める技術的助言に該当するもので、それ以上のものではないことは当然であるにもか

かわらず、従わなければ法違反であるかのような威嚇的な表現をしていることが注目される。地方公共団体にとってはガイドライン自体が強い縛りとなった。³

（3）「個人情報の保護に関する法律についての Q&A（行政機関編） 令和 4 年 2 月（令和 6 年 3 月一部更新） 個人情報保護委員会事務局」（以下、「Q&A」という。）

以下の引用では、A のみで趣旨がわかる場合、Q は省略した。

A7-1-1「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるとき」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、例えば、以下の場合が想定されます。

- ・ 定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの詳細を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合
- ・ 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合
- ・ 法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

なお、いわゆる「オンライン結合制限」や目的外利用制限などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは認められません。一方で、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項に基づき審議会等に意見を聴く場合等、法第 129 条の規定に関わらず、個人情報保護法以外の法令に基づき、審議会等に対し意見を聴くことは妨げられません。（令和 4 年 4 月追加）

Q7-1-2 Q7-1-1 の回答にある「定型的な案件の取扱いについて、国の法令やガイドラインに従った運用ルールを事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合」として、例えば、法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する「相当の理由があるとき」に該当するか否かについて、「典型的な事例」について審議会へ諮問し、審議会から答申を得ることは含まれるか。

A7-1-2 法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する「相当の理由があるとき」に如何なる事例が該当するか否かについては、これらの条項の法解釈に関する事項であり、法第 129 条に規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合」には該当しません。Q7-1-1 の回答にある「運用ルールの細則」については、例えば、法令やガイドライン、事務対応ガイドに従いつつ、専門的な知見に基づく意見を踏まえて、法第 62 条に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第 65 条に基づく正確性の確保のための方策、法第 66 条に基づく安全管理措置の具体的手法、法第 69 条第 2 項第 1 号に基づく本人同意の取得方法等に関する運用ルールを策定する場合が考えられます。

A7-1-3 法第 129 条は審議会等に対して地方公共団体の機関が行う諮問について規定するものであり、地方公共団体が附属機関等として設置する審議会等が自発的に行う調査、審議又は意見陳述を妨げるものではありません。ただし、地方公共団体が調査等を受けることを事実上の要件としたり、審議会の意見を尊重することを義務として定めるような法施行条例の規定を設けることはできない点に留意する必要があります。

A7-1-4 法第 129 条の規定に基づく審議会等への諮問については、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に行うことができることとされており、

諮問事項についての専門的な知見を有さない住民代表のみで構成された審議会等に対して諮問を行うことは、本条の規定の趣旨に反し、認められません。一方で、地方公共団体が審議会等の場を活用して、専門的な意見に対する住民の反応を確認する趣旨で住民代表からの意見を聞くこと自体は妨げられるものではなく、このような趣旨で専門的な知見を有する構成員と住民代表たる構成員により審議会等を構成することも妨げられません。

A7-1-5 「審議会その他の合議制の機関」とは、地方公共団体が条例で定めるところにより、執行機関の附属機関として設置する機関（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項）であり、具体的には、令和 3 年改正法の全面施行前の条例に基づき、各地方公共団体で個人情報保護制度について諮問を受けている個人情報保護審議会等の機関を想定しています。また、審査請求の審査を行う個人情報保護審査会が当該機関の役割を担うことも想定されます。（令和 4 年 4 月追加）

Q&A はガイドラインの解説であり、個人情報保護委員会の事務局が作成したものであって、地方公共団体に対しては技術的助言以下のものであるにもかかわらず、これも大きな影響力を持った。

3 先行論文における問題意識

先行論文では、それまでの審議会の運用状況と、改正法に基づき審議会の活動を制限しようとする個人情報保護委員会の考え方を踏まえて、今後の審議会の在り方について次のような問題提起をした（先行論文第 4）。

（1）審議会の構成

狭い意味での専門的な知見を持つ者のみで構成することなく、住民の中で個人情報が用いられる分野についての知識、経験がある者も含めて構成すべきである。基本的に現在の審議会の委員の構成を変える必要はない。

（2）審議会の運営、公開性

多彩な立場からの委員により構成される審議会では議論すること自体が公開性に資する。

会議の公開、答申、(逐語訳的に作成した)議事録、審議資料の公表をより徹底し、審議会で議論する事項を広く認めることにより、個人情報に関する政策決定の透明化を進めるべきである。

(3) 審議事項

ア 地方公共団体の審議会では審議すべき事項については当該地方公共団体が自ら定めるべきことであり、個人データの流通をことさら阻害するものでないならば、法律によって制限する合理性はない。むしろ地方公共団体の具体的な状況を踏まえた審議会での議論こそ適正なデジタル社会推進にとっても有益である。こうした審議会の役割に照らせば、審議事項についての「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要とき」という要件の範囲は柔軟に解釈すべきで、当該地方公共団体の方針を尊重すべきである。

イ 「最終報告」のいう、「定型的な事例についての事前の運用ルールを検討を含めた地方公共団体等における個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議」については、改正法の下でも今後も審議会の役割が認められるというべきである。

ウ 従来審議会の機能として大きな比重を占めてきた、個人情報取扱に関する規制の例外を認めるかについて審議することについて、「規律の在り方」(「公的部門(国の行政機関、地方公共団体等)における個人情報保護の規律の考え方」令和3年6月 個人情報保護委員会)では否定的であるが、これまでの実績を踏まえるならばこれを一律に否定することは妥当ではない。附帯決議も含めた改正の経過、改正法5条の趣旨に照らしても、運用実績のある地方公共団体においては、本人外収集、要配慮個人情報の収集、目的外利用・提供、オンライン結合等について、原則として制限し、例外について審議会に諮問する仕組みを維持することを認めるべきである。

(4) 個人情報保護制度とは別の審議機関による対応

法令に提供を求める根拠があるが、提供を強制されるものではない場合に、個人情報を提供すべきかについては、個人情報保護制度における禁止の例外に該当するかとは別に、提供が適切かの政策判断が求められることになるので、個人情報保護制度上の審議会ですうした議論ができないのであれば、別の第三者機関を設けるべきである。こうした機関の設置については、改正法による規制は及ばない。

本稿では、これら先行論文の指摘事項を念頭に置きつつ、改正条例に基づく審議会の運用は、実際、どうなっているのかを紹介し、検討する。

なお、先行論文と同様、対象となる地方公共団体の選択は当委員会で報告いただける委員がいるかによるもので、網羅的ではないし意図的に選んだものでもない。また、各地方公共団体の報告の視点についてはばらつきがあるため、必ずしも統一的な記載になっていない。さらに、各地方公共団体についての報告や本稿における検討は、各報告者及び執筆者の所属する審議会の見解ではないことを念のためお断りしておく。

第2 条例改正後の個人情報保護審議会の運用状況

条例改正前の運用状況(諮問案件の内容等)については、一部は以下の報告に含まれているが、先行論文において詳しく紹介しているのでここでは簡略にした。

また、大項目は共通にしたものの、各報告者の報告内容をベースにしたため、統一性が欠くものになっているが、各審議会の活動状況や報告者の関心のある分野が率直に表れているためでもあるのでご容赦いただきたい。

1 神奈川県

(1) 名称

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

(2) 構成 10 名 (学識経験者 7 名、県民代表 3 名 (弁護士、マスコミ、社会福祉協議会))

任期 2 年

(3) 開催状況・審議内容

ア 令和 5 年度

第 1 回 令和 5 年 8 月 14 日

令和 5 年度はこの 1 回のみ

議題・特定個人情報保護評価の実施状況、評価の再実施の報告

- ・住基ネット事務に関する特定個人情報保護評価 (全項目評価、95 頁)
- ・住基ネットのセキュリティ対策の措置状況等の報告
- ・学校と警察との情報連携制度の運用状況の報告
- ・前年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況についての報告
- ・個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等についての報告

なお、個人情報ファイル簿は 416 件、ファイル簿の対象外となる分については従来通り個人情報事務登録簿を作ることとなったがこれは 5094 件で、法定のファイル簿だけでは不十分であることが明らかに。

他に、条例改正後の審議会の役割 (権限) についての一覧表が配布された。神奈川県では、条例改正に関する答申で、従来の運用を後退させないことを強調した。それを受けて新条例下の運用を説明するため (大部分は従来と変わらない運用が可能というため) にこの一覧表を作った模様。

イ 令和 6 年度

5 月 27 日と 10 月 7 日に実施 (令和 6 年 11 月末までに)

第 1 回 令和 6 年 5 月 27 日

議題・会長及び副会長の選出について (審議)

- ・情報公開・個人情報保護審議会の運営について (審議)
- ・特定個人情報保護評価書に係る報告

について (2 件) (報告)

- ・神奈川県県営住宅の管理に関する事務
- ・国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務
- ・学校と警察との情報連携制度の運用状況について (報告)
- ・住民基本台帳法施行条例の一部改正及び基準の整理について (報告)
- ・住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について (諮問)
- ・住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について (報告)
- ・個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等の概要について (報告)
- ・令和 5 年度の個人情報保護法に基づく新たな運用の実施状況について (報告)

第 2 回 令和 6 年 10 月 7 日

議題・住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について (諮問)

- ・「肝炎治療医療費の給付に関する事務」における特定個人情報保護評価書に係る報告について (報告)
- ・令和 5 年度特定個人情報保護評価の実施状況及び特定個人情報保護評価の一定期間経過後の評価の再実施について (報告)
- ・個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等の概要について (報告)
- ・令和 5 年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について (報告)
- ・「不適正な大量請求に対する取扱い要綱」の見直しについて (報告)
- ・その他 (委員からの問題提起等)

(4) 特徴、問題点等

ア 開催回数について、従来、年度あたり原

則 6 回、実際には 4、5 回行っていたが、令和 5 年度は初回が 8 月で、この 1 回のみとなった。令和 6 年度は 10 月までに 2 回開催されているが、条例改正前に比べれば激減である。審議事項も案件数は少ないが、従来諮問が必要であったものが報告になっている。

イ 会議はウェブ併用の形で、会議室でも開催しているので傍聴は可能である。

ウ 神奈川県は、逐語訳の議事録、配布資料をすべてウェブで公開している。ただしこの公表は 2 年分のみである。重要な答申等はその後も読めるようになっているとのことであるが、改善の余地はあろう。

2 横浜市

(1) 名称 横浜市個人情報保護審議会

(2) 構成 7 名（弁護士 2 名、学識経験者 5 名） 任期 2 年

条例改正前は 9 名（弁護士 2 名、学識経験者 6 名、人権擁護委員 1 名）

(3) 開催状況

ア 回数 令和 5 年度は年 9 回

イ 新型コロナの感染拡大状況の下、令和 2 年度以降、ウェブ会議方式を採用し現在に至る。

ウ 審議会情報の公開について 横浜市のホームページに、審議会会議録及び審議会答申が公開されている。審議資料については公開されていない。

エ 主な審議事項（令和 5 年度合計 6 件）

- ・特定個人情報ファイルの保有の開始又は重要な変更（横浜市個人情報の保護に関する条例（以下この項で「条例」という。）9 条 1 項）
- ・その他個人情報の保護に関する重要な事項について、市から諮問を受けたとき（条例 9 条 2 項）

オ 主な報告事項

① 個別報告

所管課長から直接説明を受ける。個別報告は、令和 5 年度合計 11 件

② 書面報告

所管課から書類の提出のみを受ける。

- ・市が行う個人情報を取り扱う事務の開始、変更（条例 4 条 4 項）
- ・個人情報を取り扱う事務の市以外のものへの委託（条例 5 条 1 項 1 号）
- ・学術研究機関等における個人データの提供（条例 5 条 1 項 2 号）
- ・統計の作成又は学術研究目的のための保有個人情報の提供（条例 5 条 1 項 3 号）
- ・個人情報ファイル簿の作成、変更又は削除（条例 5 条 1 項 4 号～6 号）
- ・行政機関等匿名加工情報に係る提案（条例 5 条 1 項 7 号）

→最近初めて報告があった

- ・その他個人情報の保護に関して必要と認める事項（条例 5 条 2 項）

③ その他の報告事項

- ・個人情報漏えい事案の報告
- ・令和 5 年度からの個人情報保護審議会の運用

(4) 特徴、問題点等

開催回数については従前とあまり変化はないように見えるが、もともと横浜市の審議会は毎回膨大な案件を取り扱っており、条例改正後、審議案件・個別報告案件は大幅に減少した。これまではほとんどなかったが、案件がないため休会となったこともある。

3 藤沢市

(1) 名称

藤沢市個人情報保護制度運営審議会

(2) 構成 6 名（学者 2 名、弁護士 2 名、公募の市民 2 名）

(3) 開催状況

改正法施行後、月 1 回から年 4 回へ変更。

(4) 特徴、問題点等

ア 議事録 逐語・発言者ありだが（速記者が入る）、紙ベース。担当課へ行けば、誰でも閲覧可能、会議内資料も全て閲覧可能。

イ 「個人情報保護ハンドブック 2023 年 4 月改訂版」（316 頁＋別冊）を作成。庁内用

ということでホームページには公開していない。

ウ 目的外利用・提供にかかる事前協議制度を運用中。これは審議会とではなく市民相談情報課と事前に協議するものだが、事前協議書は、審議会に報告として出される。十分に必要性・相当性を吟味したうえで提供しているかどうかチェックするため。法改正前からの、厳格な運用を踏襲したいとの趣旨。法改正後、事前協議数の増加あり。法改正以前、審議会に諮問しなければならなかったときに比し、かなり早く、また簡便に個人情報that得られることが知られるようになったことで照会が増えたためと推察される。

4 鎌倉市

(1) 名称

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会

(2) 構成 5 名 (学識経験者 3 名 (大学教授 1 名、弁護士 2 名)、市民代表 2 名)

(3) 開催状況

ア 令和 4 年の条例改正後

(ア) 開催回数等

令和 5 年度は 3 回

令和 4 年度は個人情報保護制度の改正検討(後記イ(ウ))があったため、9 回

令和 3 年度以前は年 6~7 回程度

(イ) 条例で定めている審議会関係の規定

①審議会への主な諮問事項

- ・個人情報保護条例を改正又は廃止する場合
- ・法第 66 条第 1 項の規定による措置(安全管理措置)を講じようとする場合
- ・実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合

②審議会への主な報告事項

- ・個人情報取扱事務を新たに行う場合の届出(条例 3 条 2 項)
- ・本人以外から個人情報を収集する場合(本人同意、法令、生命身体財産の保護を理由とする場合を除く)(施行規則 19 条第 1 号)
- ・法第 69 条第 2 項第 2 号から第 4 号までの規

定に基づき、目的外利用や第三者提供をする場合(施行規則 19 条第 2 号)

- ・要配慮個人情報を取り扱うに当たり、鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会に認められた場合に該当しないとき(施行規則 19 条第 3 号)
- ・オンライン結合により保有個人情報を提供するとき(施行規則 19 条第 4 号)

イ 条例改正前の状況

旧条例で定めていた審議会関係の主な規定
(ア) 報告事項

個人情報取扱事務の届出、個人情報収集開始時に、個人情報登録簿への登録。また、審議会に報告。この場合において、審議会は、当該事項について意見を述べるができる(旧条例 7 条 2 項)。

(イ) 主な意見聴取事項

- ・取り扱い禁止情報(旧条例 6 条)

要配慮個人情報についての個人情報の取扱いを禁止。法令若しくは条例の規定に基づかないで取り扱うときは、審議会へ意見聴取

- ・直接収集の例外手続(旧条例 8 条 4 項 4 号)
- ・目的外利用、第三者提供(旧条例 9 条 2 項)
- ・オンライン結合(旧条例 10 条 2 項)
- ・実施機関に対する苦情の処理
個人情報の取扱いに関する苦情を処理するに当たって必要と認めるときは、審議会への意見聴取(任意)(旧条例 17 条 2 項)
- ・個人情報流出事故の報告

(ウ) 個人情報保護制度の改正に関する諮問(令和元年以降)

- ・個人情報の保護に関する法律の改正に伴う鎌倉市の個人情報保護制度の在り方について

(エ) 類型的又は個別的な事務における個人情報保護に関する諮問の例

①令和 4 年度

- ・相談支援業務における戸籍届出情報の利用
(旧条例第9条第2項第4号関係 目的外利用、第三者提供)

- ・オンライン結合関係1件

②令和3年度

- ・感染症患者及び濃厚接触者に関する個人情報の収集(旧条例第8条第4項第4号関係)
- ・鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例に基づく個人情報の提供 (旧条例第9条第2項第4号)
- ・救急業務報告書等事務運用に伴う個人情報の提供 (旧条例第9条第2項第4号)
- ・戸籍の記載上嫡出でない子とわかる年代ごとの人数の提供 (旧条例第6条及び第9条第2項第4号関係)

③令和2年度

- ・鎌倉応援買い物・飲食電子商品券事務に伴う個人情報の利用(DV世帯の情報(世帯員の氏名、住所))。(旧条例第9条第2項第4号関係)
- ・鎌倉応援買い物・飲食電子商品券事務に伴う個人情報の利用(視覚障害がある対象者情報(対象者氏名、生年月日、住所)) (旧条例第9条第2項第4号関係)

④令和元年度

- ・プレミアム付商品券事務に伴う個人情報の収集及び利用について(旧条例第8条第4項第4号及び第9条第2項第4号関係)
- ・損害賠償の額の確定並びにその和解及び調停に係る議案集に含まれる個人情報の取扱い
- ・オンライン結合関係2件
(オ) 建議 (令和元年以降、審議会で建議したもの)
- ・令和3年11月19日「避難行動要支援者名簿の取扱いについて」
- ・令和3年5月24日「令和2年1月16日付け「個人情報に係る事故」対応について(建議)」に関連する建議
- ・令和2年(2020年)1月16日「個人情報に

係る事故」対応について(建議)」

(4) 特徴、問題点等

開催回数 令和4年度は個人情報保護制度の改正検討9回(上記(3)イ(ウ))があったため。令和5年度は3回(令和3年度以前の年6~7回から半減)。

「個人情報登録簿」により届出をしていたが、令和5年4月から「個人情報ファイル簿」に登録することに。1000件以上の個人情報を取り扱う「個人情報ファイル簿」はホームページで公開。

5 逗子市

(1) 名称

逗子市個人情報保護運営審議会

(2) 構成 5名(行政法学者1 弁護士2 技術系の専門家1 公募の市民1)

→条例改正前と変更なし

(3) 開催状況

ア 令和5年度

第1回 令和5年8月29日

議題・保有個人情報の目的外利用・提供について(報告)

- ・個人情報ファイル簿及び個人情報事務登録簿の報告(新規・変更)
- ・新規の指定団体(市の出資比率が一定以上あることなどで条例の対象となる団体)の報告

第2回 令和6年1月5日

議題・保有個人情報の目的外利用・提供について(報告)

- ・個人情報ファイル簿及び個人情報事務登録簿の報告(新規・変更)

第3回 令和6年3月8日

議題・保有個人情報の目的外利用・提供について(報告)

- ・個人情報ファイル簿及び個人情報事務登録簿の報告(新規・変更)
- ・「個人情報保護制度の運用について」(マニュアル)を配布、取り扱いについて意見交換

イ 令和6年度

令和6年5月17日、同7月26日、令和7年3月18日（予定）

（4）特徴、問題点等

ア 開催回数

従来、年度あたり原則6回、実際には4、5回行っていたが、令和5年度は初回が8月末で計3回となった。令和6年度も3回にとどまりそうで、減少の傾向。

イ 保有個人情報の目的外利用・提供について（報告）

従来、法令に基づく照会でも強制力のない場合は審議会に諮問していたが、条例改正により事後報告となった。法69条の条項ごとの件数、法令に基づく場合は、法令ごとの件数と、通年の一覧表、事案ごとの庁内検討用の検討票（1事案1頁）の報告を受ける。

捜査関係事項照会についても審議事項ではなく報告事項となったが、個々の事案の内容が分かるような報告を求め、それについて質疑が交わされている。報告事項となったことで照会の件数は増加傾向（令和5年度は令和6年1月31日までに23件）。

ウ 個人情報ファイル簿と個人情報事務登録簿についての報告

逗子市では個人情報ファイル簿と別に、これまで通り全体をカバーする個人情報事務登録簿を作成。新規・変更について報告する。令和5年度第3回の時点で、個人情報ファイル簿（53件）、個人情報事務登録簿（679件）。ファイル簿に掲載する「1000件要件」についてどう確認するか等の質疑をした。

エ マニュアルについて

「個人情報保護制度の運用について」（マニュアル）を作成したのは、藤沢市の「個人情報保護ハンドブック」と同様の趣旨と思われる。従来条例の解説書として作成・配布されていたが、改正条例では、法が適用されるところが多く、法の解釈は国がするため、それを反映して適宜修正する必要があるため、ウェブ上で管理する必要があり、印刷物で広く配布することが難しくなっている。

オ 条例改正についての答申

逗子市の答申では「審議会に諮問できる事項が限定されてしまうのではないかというおそれがあり、これまでの運用を維持することができるか危惧されるところもある。しかしながら…改正法の諸規定と、改正法第5条に定める地方公共団体の責務に照らして、審議会に諮る必要がある場合は、改正法第129条により諮問することができる旨や必要に応じて審議会に対して報告すること、又は意見を求めることができるよう条例に規定し、実施機関が積極的に審議会を活用することができるような運用をすることが適当である。」とした。しかし、諮問事項が限定されることは避けられなかった。提供についての報告とそれについての意見をどこまで充実させるかが現実的な課題。

6 茅ヶ崎市

（1）名称

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会

（2）構成 7名（大学教授2名、税理士1名、弁護士2名、市民委員2名）

（3）開催状況

ア 令和4年度は、法改正対応のため年5回、令和5年度以降は年3回。令和3年までは、年4回ほどであったようである。令和3年法改正後も、年3回は審議会を開くという姿勢を明確にした。

イ 審議時間は、議案数によってかなり変動するが、平均して1～1.5時間程度である。

ウ 直近2年度分は議事録（発言者名を伏せ、逐語）及び審議資料が公表されている。

エ 審議内容

- ・個人情報取扱事務登録票（法75条5項、個人情報の保護に関する法律施行条例3条）、個人情報ファイル簿（同条1項）の新規作成・変更
- ・個人情報漏えい事案の説明
- ・情報公開・個人情報保護制度の運用状況について
- ・立入調査の結果について

・令和3年法改正対応

(4) 特徴、問題点等

ア 個人情報取扱事務登録票、個人情報ファイル簿の新規作成・変更はメインの審議事項の一つ。主に、取扱事務の内容を確認するほか、幾つかのカテゴリに分けられた個人情報の項目名(チェック式)を見て、「これがなぜ必要なのか」「類似の事務における取扱項目との異同」などを確認する。テーマによっては、取扱事務について熱い議論が交わされる(例:統合型校務支援システム導入(令和5年度第3回))。個人情報をきっかけに、行政運営全般について物申せるともいえる。市民委員のプレゼンスも高い項目。

イ 個人情報漏えい事故があった場合に、記者発表資料よりやや詳しい審議会用報告書が提供される。実際には、更に事実関係を細かく確認するが、情報管理体制の内部事情にかかわる部分は公表用議事録では記載されない。

ウ 情報公開・個人情報保護制度の運用状況については前年度の運用状況報告書を会議資料として報告される。情報公開・個人情報保護それぞれについて、①制度の概要②公開(開示)請求数に係る統計、③その年の公開(開示)請求一覧、④制度開始からの全ての不服申立ての処理一覧が記載されている。委員からは、不開示になったケースのうち、その適用条項が疑問に思ったケースを尋ねることもある。

エ 「立入調査の結果について」とは、法156条、マイナンバー法35条1項による特定項目調査(検査)が行われ、一部の事務について指導(法157条、マイナンバー法33条)がなされた。漏えい時等に個人情報保護委員会へ報告する手順書が整備されていなかったとか、ログの分析が定期的に行われていなかった課があるなど。

オ 条例改正後、個人情報ファイル簿は135件、事務登録簿は512件である。

カ 令和3年法改正への対応については、各種論点ごとに、旧個人情報保護条例と改正法の内容の比較、対応の方向性などを記載した個票を作成して検討した。また、細かい例規の改廃については、事務局からスケジュールの報告があった。

7 箱根町

(1) 名称

箱根町情報公開・個人情報保護審査会

(2) 構成 5名(大学教授2名、弁護士2名、町民代表1名)

(3) 開催状況

令和6年はこれまでに1回、7月29日に開催

議題・令和5年度の情報公開制度運用状況

・令和5年度の個人情報保護制度運用状況

・個人情報取扱事務の登録等の説明

・報告(マイナンバー法の改正(別表第2廃止)に伴う条例の一部改正)

(4) 特徴、問題点等

ア 令和5年は、1回開催。令和4年は3回開催(法改正への対応のため法施行条例について審議)、令和3年以前も年1回。諮問は少ないながらあった(令和3年、コンビニ交付(オンライン結合)、令和2年、無人航空機による災害状況撮影(本人以外からの取集))。

イ 基本的には、運用状況の報告がされ、個別事案について質問がされることもあるが、現在ではほとんどが報告のみで終わっている。

8 清川村

(1) 名称

清川村情報公開・個人情報保護審議会

(2) 構成 5名(大学教授1名、弁護士1名、村民代表3名)

(3) 開催状況

令和6年は、未開催。

令和5年は1回、10月18日に開催

議題・令和4年度制度の運用状況

・個人情報取扱事務登録簿について
令和4年は、3回開催（法改正への対応のための条例制定について）

令和3年以前も年1回。諮問は少ないながらあった（令和3年、コンビニ交付（オンライン結合）、令和2年、国保データベース（KDB）への目的外利用、提供）

（4）特徴、問題点等

運用状況において、防犯カメラ等の運用状況、警察への情報提供が報告されている。運用状況の報告のなかで、個別事案での質問がされている。

法施行条例ではなく、独自条例を策定し、審議会の関与をできるだけ残そうとしている。

9 寒川町

（1）名称

寒川町個人情報保護審査会

（2）構成 5名（大学教授1名、弁護士1名、学識経験者（元教員、元自治体職員）3名）

（3）開催状況

令和6年は、4月26日に開催

議題・令和5年度の情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

令和5年は、なし

令和4年は、2回開催（法改正への対応。議会の条例の諮問。法施行条例）

令和3年、平成30年に開催があったが、毎年の開催ではない。

（4）特徴、問題点等

運用状況の報告がされ、個別事案について質問がされることがあるが、ほとんど報告のみで終わっている。

10 神奈川県後期高齢者医療広域連合

（1）名称

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会

なお、同連合は後期高齢者のレセプトを管理する特別地方公共団体

（2）構成 5名（行政法学者3名、弁護士1名、人権擁護委員1名）

前年度まではマスコミ関係が1人いたが、今期から学者に変更

（3）開催状況

ア 令和5年度

次の2回の後、12月、2月、4月に予定していた会議はいずれもなしに。

第1回 令和5年8月18日

議題・審議事項 目的外利用（弁護士会照会）について

具体的な事例について回答の是非、範囲について審議した。

・報告事項 保有する個人情報の行政機関等への目的外提供について

捜査照会への回答状況など

・報告事項 個人情報ファイル簿（1000件以上）6件、個人情報取扱事務一覧1000件未満）5件

第2回 令和5年10月20日

議題・審議事項 特定個人情報保護評価書の第三者点検について

後期高齢者医療広域連合標準システムのクラウド化に伴う管理者の変更について、特定個人情報保護評価（全項目評価、再実施）の第三者点検としての諮問、付言を付けた答申

・報告事項 保有する個人情報の行政機関等への目的外提供について

イ 令和6年度は6月21日に会合があり、その後は議題なしで2回キャンセルとなり、次の予定は12月20日

（4）特徴、問題点等

ア 開催回数については、従来、年度あたり原則6回、実際には4、5回行っていたが、令和5年度は初回が8月中旬で、2回で終わってしまった。令和6年度も同程度となりそうで、減少傾向である。

イ 保有する個人情報の行政機関等への目的外提供についての報告に関して、もともと捜査照会の件数が多く、以前包括答申で、一定の条件下で諮問せずに提供を認め事後報告するものとしていた。法改正・条例改

正後もそれが維持されている。一覧表により、照会内容、回答内容が報告され、結構質問が出る。

ウ 個人情報ファイル簿と個人情報事務登録簿については同連合では取り扱う業務が限定されているため、ファイル簿等の数は少ない。

エ 特定個人情報保護評価の第三者点検

取り扱う個人情報の数は多いため、全項目評価となった。クラウド化により民間の管理者に委託することになる（それもおそらくは海外の事業者）ことの問題などについて議論し、広域連合が保護方策に主体的に取り組む、国はそれを尊重すべきことを付言した。

オ 条例改正についての同連合の答申では、「後期高齢者医療広域連合は取り扱う情報の大半が75歳以上の医療情報であり、また神奈川県は広域連合の中で東京に次ぐ規模を有するという特性を持つ。それらの特性を自覚し、改正後もこれまで実施してきた個人情報保護制度の水準が後退することの無いよう、自立的・主体的に個人情報保護に努めることを期待する。」としている。具体的な内容としても、条例名を「法施行条例」としないなど、いろいろ指摘している。

1 1 東京都世田谷区

（県外ではあるが、当弁護士会会員が委員をしていることからご報告いただいた。）

（1）名称

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会

（2）構成

法改正前は、公募委員2名を含む14名（大学教授3名、弁護士2名、町会総連合会、医師会、商店街連合会、消費者関連団体、民生委員児童委員協議会、小学校PTA連合協議会、労働組合協議会）

法改正により審議会の役割が変わったため、令和6年6月から9名（大学教授2名、弁護士2名、有識者2名、公募委員3名）に減員

（3）開催状況

コロナ禍以降、オンライン開催

ア 令和6年度

第1回 5月17日 報告事項のみ

議題・条例に基づく監査結果（内部監査）報告

・業務の審査状況 個人情報管理基準に基づき、審査基準による審査の状況の報告

（目的外利用の審査基準、外部提供の審査基準、オンライン結合・システム導入による審査基準、要配慮個人情報、条例要配慮個人情報を取り扱う案件）

→捜査照会についても、個別に報告する

第2回 7月19日

議題・特定個人情報保護評価における第三者点検の諮問

・住基ネット、マイナンバー制度のセキュリティ対策の実施状況の報告

・文書の誤交付による個人情報の漏えいの報告

・令和5年度の情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況の報告

第3回 8月2日

第2回の諮問対応の予備日、中止。

第4回 12月13日（予定）

第5回 2月28日（予定）

第6回 3月14日（予定）

イ 令和5年度

4回＋小委員会1回（特定個人情報保護評価における第三者点検）

第1回

議題・条例の報告

・個人情報保護委員会への提言の回答（接種証明書のコンビニ交付。事後評価）

第2回

議題・令和4情報公開制度、個人情報保護制度の実施状況の報告

・個人情報の審査状況についての報告

・保存期間中の文書の誤廃棄の報告

第3回

議題・特定個人情報保護評価における第三者点検の諮問（4件）

- ・住基ネット、マイナンバー制度のセキュリティ対策の実施状況
- ・個人情報の審査状況について
〈小委員会 特定個人情報保護評価における第三者点検の諮問（4件）〉

第4回

議題・特定個人情報保護評価における第三者点検の諮問（4件）

- ・誤配達による個人情報漏えいの報告
- ・封書未達による個人情報漏えいのおそれの報告

ウ 令和4年度 8回 小委員会3回+2回(法改正への対応。独自制定条例)

（4）特徴、問題点等

令和4年までは、毎回多数の審議事項、報告事項があり、委員からも多くの発言があった。行政に対する区民のチェック（監視）制度の一部のような形で運用されていたように感じた。区政に関心の高い区民が多い土地柄からかもしれない。目的外利用、提供、オンライン結合など審議会で審議していたことを、個人情報管理基準に基づき、区役所職員の審査基準による審査になったことから、その審査結果を審議会で報告するようにしている。制度の運用状況の報告があるが、件数が多い。

令和5年度の情報公開制度の請求数（443件）、請求内容、対象情報の件名など。

令和5年度の個人情報保護制度の開示請求数（249件）、請求概要、不開示事由など。

特定個人情報保護評価における第三者点検を審議会で諮問する規定がある。ガバメントクラウド、クラウド移行などにより、全項目の評価の再実施が続いている。評価書は、セキュリティ会議にて審議され、了承されたものではあるが、専門性もあり、小委員会で改めて報告を受け、検討することがある。住基ネットのセキュリティ対策に関する条例、マイナンバー利用に関する条例において、セキ

ュリティ対策の実施状況について審議会に報告することになっている。

条例改正後、令和4年までに比べて行政に対するチェック機能は、だいぶ低下したように感じるが、それでも委員から活発な発言はあり、実施状況の報告のなかで確認がされており、その機能は今のところ残っているように思う。審議会に、特定個人情報保護評価における第三者点検やセキュリティ対策の実施の報告を受ける役割があるため、審議会の開催回数は、年4回程度に落ち着くのではないかとと思われる。

法改正前に審議会で諮問していた内容が、審議会を経ず、個人情報管理基準に基づき、区役所職員の審査基準による審査になり、それを審議会で報告してもらっているが、これでどこまで適切に個人情報保護されているかの確認ができるかどうか審議会として注視している。

第3 条例改正後の審議会の運用の問題点

第2において紹介した、各地の報告を踏まえて、条例改正後の審議会の問題点を検討する。

1 構成の変化

地方公共団体の個人情報保護審議会は、プライバシー保護についての市民的感覚に基づく議論が必要であるという観点から、その人数や選出方法（公募か行政からの指名か）の違いはあるものの、住民の代表を含めて構成するのが通例であった（先行論文第3-2(1)参照）。

令和3年改正法の審議会の規定に関する個人情報保護委員会の見解によっても、審議会の役割として「地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合」や「法施行条

例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合」を想定しており（Q&A7-1-1）、「地方公共団体が審議会等場の場を活用して、専門的な意見に対する住民の反応を確認する趣旨で住民代表からの意見を聞くこと自体は妨げられるものではなく、このような趣旨で専門的知見を有する構成員と住民代表たる構成員により審議会等を構成することも妨げられません。」（Q&A7-1-4）としており、住民代表を加えることを否定はしていない。しかし他方で、「諮問事項についての専門的な知見を有さない住民代表のみで構成された審議会等に対して諮問を行うことは、本条の規定の趣旨に反し、認められません。」とも明記しており（Q&A7-1-4）、あくまで専門家により構成されるべき機関であることを求めている。こうした国の姿勢を受けて、地方公共団体はどう対応したか。

令和4年の条例改正を機に、構成比率を変えたとみられる例として、横浜市、神奈川県後期高齢者医療広域連合、世田谷区が挙げられる。多くは従来通りの構成を維持しているようであるが、今後の動向は気掛かりである。

なお、令和3年法改正前から、審議会への諮問事項については、技術面及び法律面ともに専門性の高いものの比率が高くなっており、住民代表の発言が反映される余地が少なくなる傾向はうかがわれ、専門家以外の比率が減らされる例もあった。例えば神奈川県は令和2年度から、県民代表枠の委員を減員している。しかし、専門性の高い問題であるからこそ、住民に理解可能な議論がされる必要があることも否定できない。多様な住民も含めた構成を維持することは重要である。

2 審議内容

（1）全般的傾向

ア 諮問の件数

諮問の件数はどの審議会でも明らかに減っている。これは法改正の趣旨が原則として諮問を否定するものであることから当然と言え

ば当然であるが、重大な問題である。⁴

そして、諮問が減ることにより審議会の開催回数が減少する傾向も現われている（後述3）。

特に激減していると言えるのは、神奈川県、鎌倉市、逗子市、神奈川県後期高齢者医療広域連合であり、これらの地方公共団体は、従来は積極的に諮問をしてきたところである。

イ 報告の件数と審議状況

諮問が制限されたことで、重要になるのは報告である。事前に是非について議論しなくとも、事後報告を受けて意見を述べることにし、その後の運用の参考となるし、担当部局が慎重に対応することにもなる（捜査照会などについて後述するところを参照）。

報告と言っても、ただ聞き置くか、積極的に質疑・意見交換をするかによって意味は大きく変わるが、どれくらい議論されているかについては少なからぬばらつきがあるようである。

（2）事例

ア 捜査関係事項照会への対応

（ア）捜査照会（刑事訴訟法197条2項に定める捜査関係事項照会）への回答は、目的外提供の一場面であるが、先行論文（第3-2(3)ウ（イ）a）に述べたように、もともと地方公共団体ごとに取り扱いがわかれており、「法令に基づくもの」といった条例上の例外にあたるから諮問を要しないとするところ、審議会への諮問を要するとしつつ類型的答申により個別の審議を要しないとしているところ（その場合でも事後報告をするかどうかで分かれる）、個別に諮問を受けて答申を得ていたところがあった。

個別に諮問していたところでも、令和3年法改正についての国の解釈として、目的外提供の例外として認めるかについて審議会に諮問することは許されないとされてしまい、捜査照会に回答するかについての諮問は実際上できなくなっている。

（イ）しかし、照会が発せられる手続を見る

なら、裁判所の調査囑託は当事者の申し立てを裁判所が審査し、弁護士会照会は弁護士からの求めを弁護士会が審査した上で発せられるのに対し、捜査照会は捜査機関内部の判断で出されるものであり、照会の要件について厳密なチェックが働きにくい仕組みになっている。それでいて警察からの照会となると拒否しにくい感覚もあり、回答する地方公共団体の側で、なにがしかのチェックシステムは必要であろう。

いくつかの地方公共団体(藤沢市、逗子市、神奈川県後期高齢者医療広域連合)では、法改正に基づく条例改正後、事前の諮問をしないことにする代わりに、事後報告をすることとなっている。藤沢市では、目的外利用、提供について、事前に所管課と市民相談情報課との間で事前協議をし、その内容を審査会に報告させるもので、注目すべき取組と言えよう。逗子市でも目的外利用、提供について「庁内検討」を行い、案件ごとに「検討票」を作成して審議会に報告している。世田谷区において審査基準に基づき審議会にその結果を報告するのもこれに近いものかもしれない。これらの地方公共団体は、捜査照会に限らず目的外利用、提供に際してこのような検討をすることとしているが、捜査照会については特に意味を持つこととなろう。

捜査照会に対し回答を拒むことはほとんどないようであるが、求められている事項全てに回答するのではなく、より限定的に回答すべきケースは珍しくない。どの範囲で回答すべきかを従来は審議会で議論していたが、条例改正後は担当部局が自ら判断しなければならない。事後報告であっても、回答した範囲について検討する過程で一定の目安を設けることが可能となり、以後の運用の基準になる。

また、捜査照会に関する審議は会議公開や議事録公開の例外としていところが多いが、それでも捜査照会の実情を住民も含む審議会委員が知ることは、限られた範囲であれ、捜

査照会への理解を深め、適正な運用を確保する上で意義がある。

(ウ) なお、従来個別に諮問していた地方公共団体では、諮問が不要となり迅速な回答が可能になったためか、捜査照会の数が増加する傾向にある(藤沢市、逗子市)。

イ 弁護士会照会に対する対応

弁護士会照会(弁護士法 23 条の 2 に定める報告の申出)も、捜査照会と同様の問題であるが、地方公共団体は捜査照会に回答することよりも慎重すなわち消極的な傾向がある。これは、弁護士会照会について、弁護士会が採否を審査していることが知られておらず、個々の弁護士の請求をそのまま取り次ぐものであるかのような誤解があるためと思われる。

令和 4 年の条例改正前には、捜査照会について審議会に諮問していた地方公共団体においては、弁護士会照会についても諮問することがあった。

令和 4 年の条例改正によって、弁護士会照会への回答の是非について審議会に諮問することも原則的には消極になろう。しかし、弁護士会照会に回答すべきかについては、照会の必要性(他に入手手段がないか、当該紛争においてどの範囲の情報が必要か)について検討する必要があり、そのためには民事訴訟等法律実務についての専門的な知見が必要である。そのような意味で弁護士などの専門家の「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要」な場合にほかならず、法 129 条の審議会に諮問できる場合に当たると言えるのではないか。⁵

またこのような問題について専門的な知見を提供するために審議会に弁護士が入る意義があるともいえよう。

ウ 特定個人情報保護評価

審議会は、番号法(マイナンバー法) 28 条の定める特定個人情報保護評価について、特定個人情報保護評価に関する規則 7 条により、地方公共団体等が論うべき評価に関し、同条 4 項の「個人情報の保護に関する学識経のあ

る者を含む者で構成される合議制の機関」として、意見を求められる。いわゆる第三者点検である。

特定個人情報保護評価の評価書は、対象人数や個人番号の取扱者数により、全項目評価書、重点項目評価書、基礎項目評価書の3つに分けられる。全項目評価書は意見募集と第三者点検が必須とされ、重点項目評価書は両者を行うかは任意とされる。これを前提に、地方公共団体が自らやり方を決めることができ、例えば神奈川県は特定個人情報保護評価実施要綱により、全項目評価書については意見募集及び審議会への諮問、重点項目評価書については審議会に報告し意見を聴くこと、基礎項目評価書については審議会に報告することが定められている。これらは番号法に基づく審議会の役割である。

各審議会の報告の中にも特定個人情報保護評価についての取組みが散見される。特定個人情報保護評価書は難解であり、十分な議論ができないことが多いかもしれないが、この仕組みが実効性あるものとして定着するためには、地方公共団体の審議会における審議を通じて個々の特定個人情報保護評価を充実させるとともに、評価書について議論できる人材を育てていく必要があるだろう。これらの点で、審議会において特定個人情報保護評価書について審議することには重要な意味がある。⁶

3 開催回数の減少

審議会の開催回数は、どの地方公共団体においても減少していることは明らかである。審議会の役割が制限されたために、諮問事項がほとんどなくなり、議題が減った結果で、予想されたことではあるが、審議会の役割が大きく縮小されつつあることが感じられる。諮問ができなくとも報告などの形で審議をより活発にすることは可能であり、必要ではないかと思われ、今後の各地方公共団体、各審議会の取り組みの姿勢が問われるところである。

4 会議の持ち方、公開性

議事録の公開度などについては大きな変化はない模様であるが、審議する事項が減ることにより、個人情報保護に関わる事業・政策についての審議・議事録を通じての公開度は低下することになるだろう。

なお、新型コロナを機にウェブ会議を導入するところが増え、新型コロナ終結後もウェブ会議中心で運用される傾向がみられる。ウェブ会議導入により、一般の傍聴者の傍聴に支障が出るのではないかという不安がある。審議会を傍聴する人は実際にはごく少数ではあるとしても、開かれた形で会議がもたれることは重要である。神奈川県では、ウェブ会議の場合でも、庁舎内で傍聴が可能な体制をとっているようであり、同様の配慮は必要であらう。

5 別の審議機関による審議

先行論文で提起した、「個人情報保護審議会ではない別の機関を設置し、諮問する」ことについては、その様な機関を設置した例はないようである。しかし、地方公共団体内部で検討するにあたり、当該地方公共団体の職員になっている弁護士に意見を聞くことや、顧問弁護士に意見を聞くことは、当該地方公共団体自身の意思決定上の手続きであって、当然是認されよう。そうであれば、例えば逗子市の個人情報保護委員のような、助言機能を持つ独任制の機関に意見を求めることは容認されるであろう。「別の審議機関」と言ってしまうと潜脱行為のような印象を与えるかもしれないが、地方公共団体が自主的に判断するうえで知見を得る方法については様々な可能性があるのではないかな。

第4 結語

条例改正後の個人情報保護審議会の実情を知り、問題点を探り、今後の運用の在り方を考察することを企図したが、対象となった地方公共団体は限られていたし、改正条例施行後1年余りの期間の情報であり、限界があっ

た。当委員会の中での議論も十分にはできなかった。しかし、審議会の委員をしていても他の審議会の運用状況についての情報は多くはなく、それを共有する意義は大きいと思われるため、現時点で一応の取りまとめをした。

本稿を手掛かりに各審議会が主体的に運用の在り方の改善に努めていただくことを願うものである。

サイバーセキュリティなどの技術的な問題に関する知見に限るものではない。

⁶ 神奈川県審議会における特定個人情報保護評価に関する論議を紹介するものとして、森田明「マイナンバー制度をめぐる諸問題」神奈川ロージャーナル 11 号（2018 年）。

¹ 先行論文は神奈川県弁護士会のウェブサイトから閲覧可能である。

² 個人情報保護審議会についての一般的な説明、令和 3 年個人情報保護法改正の経緯及び地方公共団体への影響については、先行論文「第 1」、「第 3 2」を参照。また、その問題点を指摘する文献として、日弁連情報問題対策委員会編『個人情報保護法改正に自治体はどう向き合うべきか』信山社ブックレット（2022 年）、「シンポジウム 個人情報保護法改正を受けて自治体は条例改正にどう取り組むか」神奈川法学 55 巻 2 号（2022 年）がある。

³ このガイドラインの「許容されない」等の表現は研究者らからも強く批判されている（前掲信山社ブックレット 62 から 67 頁）。法改正に至る国の検討会に関与した宍戸常寿教授は、「検討会が議論した中で、地方の自由度を最も狭める方向にきているという印象がある」と指摘している（同 67 頁）。

⁴ 新日本法規「個人情報保護 管理・運用の実務」（新日本法規、加除式）第 5 章では、主に条例改正前の時期の、諮問を受けた審議会の答申が多数掲載されており、取り組みの状況を知ることができる。

⁵ ガイドラインでは、法 129 条の「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう、としている（70 頁）。しかし審議会の役割として「個人情報保護に関する施策を実施する場合、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合」や「法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合」を想定していることに照らしても（Q&A7-1-1）、これは例示であって、

生活保護法第 77 条の 2 にかかる検討 A Research on Public Assistance Act Article 77-2

中村真由美

第 1 はじめに

1 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 44 号)が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同年 10 月 1 日からその一部が施行された。同法には生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)の改正が含まれ、同日からの施行部分には、法第 77 条の 2 の新設と法第 78 条の 2 の改正(以下「平成 30 年改正」という。)が含まれている。

2 平成 30 年改正のうち法第 77 条の 2 の新設は、法第 63 条に基づく費用返還決定(以下「法 63 条決定」という。)による返還金(以下、「法 63 条返還金」という。)について、強制徴収する根拠規定となるものである。すなわち、法第 77 条の 2 第 1 項は、「保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第 63 条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」とした上で、法第 77 条の 2 第 2 項において「前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。」と定める。

また、平成 30 年改正後の法第 78 条の 2 は、改正前には法第 78 条に基づく不実の申請その他不正な手段により保護を利用した者等に支払った保護費の徴収決定(以下「法 78 条決定」という。)による徴収金(以下「法 78 条徴収金」という。)についてのみ適用されていた、徴収金を給付される保護費から

保護受給者の申し出によって天引きすることができ旨の規定を、法 63 条返還金にかかる法第 77 条の 2 第 1 項による徴収決定(以下「法 77 条の 2 決定」という。)による徴収金(以下「法 77 条の 2 徴収金」という。)にも拡大して適用するものである。

3 平成 30 年改正法について、現時点(2024 年 11 月末)で公刊の判例・裁判例は不見当である。同改正の施行から約 6 年間が経過し、今般、法 77 条の 2 決定の適法性が争われた事案の判決(横浜地判令和 6 年 7 月 31 日判決。確定。公刊物未掲載)(以下「本判決」という。)を得た。

そこで、法における生活保護の基本原則と保護受給者から支給した生活保護費の返戻を受ける制度について整理するとともに、法 77 条の 2 決定の取消訴訟で主張することができる違法事由について本判決を紹介して検討する。

第 2 生活保護法の基本原則について

1 生活保護法の根拠及び基本原則

(1)生活保護は、憲法第 25 条の理念に基づく国民の権利であるところ(法第 1 条)、法は、保護についての無差別平等(法第 2 条)、最低生活の保障(法第 3 条)、及び保護の補足性(法第 4 条)を基本原則としている。

法の解釈及び運用が、この三つの基本原則に基づいて行われるべきことについて、法は、「前四条に規定するところは、この法律の基本原則であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされな

なければならない」(法第5条)と定める。

2 保護の補足性の基本原理について

(1)このうち、「補足性の基本原理」に関連する条文は、法第4条(保護の補足性)、法第8条(基準及び程度の原則)、法第60条(生活上の義務)、法第63条(費用返還義務)であるとされる。

(2)法第4条第1項が規定するとおり、国民の自己責任の原則を前提とした上で、生活困窮者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが、要保護者が保護を受ける要件である。したがって、保護受給者は、財産や収入などの資力を、その獲得の原因を問わず、最低限度の生活の維持に活用する義務がある。

このことを、保護の「補足性の基本原理」という。

(3)具体的には、保護受給者は、所有する不動産や自動車、宝飾品等の資産は売却して、給与等の労働によるものも、相続や贈与によるものも、収入はすべて最低限度の生活の維持に充てなければならない。

(4)他方、法第4条第3項は、同条第1項の規定(補足性の基本原理)は「急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」と規定する。

例えば、不動産を保有しているが売却に時間がかかる場合や、預貯金はあるが出金手続きをすることが現実的に不可能な場合のように、要保護者が資力を有しているケースは、補足性の基本原理からいえば、保護の受給要件を満たしていない。しかし、補足性の基本原理を形式的に貫き、生活困窮者の生命や身体に切迫した危険があるにもかかわらず、資産を有していることを理由に保護

を実施しないとすると、国民の最低限度の生活を保障しようとする法の趣旨目的に反する。

そのため、今日明日の生活費に事欠くほどに生活が困窮しているような場合等には、補足性の基本原理があったとしても、例外的に保護の受給資格を認め、保護を開始する。これを急迫保護という。なお、急迫保護の場合も、法第24条に基づいて保護開始決定がされるのであり、保護開始の根拠規定が法第4条第3項となるわけではない。

3 基準及び程度の原則について

(1)法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定し、さらに、同条第2項は、生活保護費は、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」と規定する。

これを、「基準及び程度の基本原則」という。

(2)保護受給者が何らかの資産を有しているために保護の要件を満たしていないにもかかわらず、急迫状態にあると認めて生活保護費を支給した場合(法第4条第3項)、そのままでは、生活保護費によって保護受給者の資産を保全・維持したままで、最低限度の生活費を支給したことになり、結果として、最低限度の生活の需要を満たす以上の給付をすることになる。

(3)このような状況は、法第4条第1項の補足性の基本原理及び法第8条の基準及び程

度の基本原則に反する。そのため、法は、次のとおり、保護受給者に法第 63 条に基づく返還義務を課している。

4 法 63 条返還決定について

(1)法第 63 条は、保護受給者が、法第 4 条第 3 項に基づく保護を受けた場合等における生活保護費の返還義務を定めている。これは、受給者の資産を現実を活用することができる状態になったときには、法第 4 条第 1 項の補足性の基本原理に基づき、保護受給者に生活保護費の返還義務を課したものであるⁱ。

(2)法第 63 条に基づく生活保護費の返還義務は、生活に困窮する者の「利用し得る資産」を「最低限度の生活の維持のために活用」(法第 4 条第 1 項)させて、これ以外の用途に利用されることを防止し、補足性の基本原理を全うする機能を有する。

(3)法第 63 条は、「保護に要する費用」について、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」を返還させるものと定める。法 63 条返還決定の対象となる「保護に要する費用」とは、保護受給者のために直接給付されたものをいい、保護受給者のために直接給付されない保護施設事務費等は除外される。

(4)保護受給者にサービスが現物給付された場合には、これを金銭に換算して返還額を算定する。現在の制度では、医療扶助と介護扶助は現物給付されるものとされており、例えば、医療扶助は、保護受給者は医療機関で「医療」という現物により保護給付を受け、医療機関に支払うべき費用を金銭で受け取ることはない。医療行為に対する対価は、保護実施機関が医療機関に支払う。

(5)法 63 条返還決定に際し、保護実施機関

は、保護受給者に給付された保護費用のうちの全部または一部を返還すべき額として決定する。保護受給者に給付された保護費用の全額を返還させることが不可能ないし不適当な場合があるため、保護受給者の自立を阻害することのないよう保護実施機関に裁量を与えるものである。

(6)法 63 条返還決定は、実務上、法第 4 条第 3 項に基づく急迫保護の場合のほかにも、保護実施機関が給付すべき保護費を誤算定した場合や、保護受給中に予期しない収入があった場合など、保護受給者に不正の意図はなかったが、本来受けるべきでなかった保護費用を過大に得た場合にも適用される。

5 法 63 条返還決定と法 78 条徴収決定との関係について

(1)上記 4 のとおり、保護受給者が本来受けるべきでなかった保護金品を得た場合の返還について法第 63 条が規定している一方で、保護受給者が不正の手段により保護金品を受けた場合の徴収決定については法第 78 条が規定している。

(2)法 63 条返還決定は、保護受給者に不正の意図がない場面で適用になるため、不当利得返還請求権の性質があるとして、返還額の決定に相手方の資力を現存利益のように考慮するなど裁量があるが、法 78 条徴収決定には損害賠償請求権の性質があるとされていたことから保護受給者の資力などが考慮されず原則として全額が徴収対象となる。法 78 条徴収金は、国税徴収の例により徴収することができるとされ(法第 78 条第 4 項)、破産手続きにおける非免責債権となりⁱⁱ、保護費からの天引き規定(法第 78 条の 2)があるⁱⁱⁱ。

そのため、法 78 条徴収決定は、保護受給者の不正の意図が認められる場合であるとはいえ、保護受給者に対してより苛酷な処分であり、両規定の適用場面の区別が従来から議論されてきた^{iv}。

第 3 新設された法 77 条の 2 決定について

1 法第 77 条の 2 の解釈として問題となる点について

(1)平成 30 年改正により、法第 77 条の 2 が新設された。

法第 77 条の 2 第 1 項は、法 63 条返還金のうちの全部または一部について、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収をすることができることを定める。

(2)従前、法 63 条返還金は強制徴収の対象とならない一般債権とされていたところ、この債権の法的性質については変更することなく、別途、徴収手続きを実施するための規定として法第 77 条の 2 が新設されたものである。

法 63 条返還決定と法 77 条の 2 徴収決定とは、別個の行政処分であり、法 63 条返還決定はされるが法 77 条の 2 徴収決定はされないことも当然にあり得るし、法 63 条返還金の額と 77 条の 2 徴収金の額が異なる場合や、両決定が異なる時期にされる場合などもあり得る。

(3)両決定が別個の行政処分であることを前提とすると、法 77 条の 2 徴収決定の適法性を争う場合に、①前提となる法 63 条返還決定の適法性や法 63 条返還金の額が相当であるか等を争うことができるか、②法第 77 条の 2 第 1 項かっこ書きの「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で

定めるとき」をどう解するかが問題となる。

2 法 63 条返還決定の適法性等を争うことができるか

(1)法 63 条返還決定と法 77 条の 2 徴収決定とは別個の行政処分であるが、法 77 条の 2 徴収決定をするためには前提となる法 63 条返還決定がなければならない。

ある行政処分を前提として後続の行政処分がされる場合に、前提となる行政処分が違法無効であれば後続の行政処分にも違法の瑕疵があると認められる。前提となる行政処分に取り消し得べき瑕疵があるときに、後続の行政処分を争う訴訟等において前提となる行政処分の瑕疵を理由に後続の行政処分が違法になるか、その違法を後続の行政処分の取消訴訟で主張することができるかは、違法性の承継の問題と整理されることがある^v。取消訴訟の排他的管轄により、前提となる行政処分の瑕疵は当該処分にかかる出訴期間内に当該処分の瑕疵を主張して取消訴訟を提起することが原則であるところ、例外がどのような場合に認められるかという問題といえる。

違法性の承継の議論においては、前提となる行政処分と後続の行政処分が同一の目的を達成するためであり、両処分が結合してはじめてその効果を発揮する関係にあることや、各処分の適否を争うための手続的保障がこれを争う者に十分に与えられていないことを考慮して承継を認める(最判平成 21 年 12 月 17 日民集 63 卷 10 号 2631 頁)。(2)違法性の承継に関連して、課税処分の瑕疵を滞納処分の段階で主張することは認められない(課税処分と滞納処分との間で違法性の承継は認められない)と解されている^{vi}。その理由は、課税処分の場合は、課税処

分の際に名宛人に不服申し立ての教示がされ、滞納処分の前に督促がされるので、課税処分を争わなかった者を滞納処分の段階で救済する必要に乏しいためとされる。

(3)法 63 条返還決定と法 77 条の 2 徴収決定の関係として、同一の目的を達成するためであり、両処分が結合してはじめてその効果を発揮する関係にあるといえるか。

ア 法第 63 条は法第 10 章「被保護者の権利及び義務」に位置付けられ、法 63 条返還決定は保護の決定及び実施に関する処分である一方で、法第 77 条の 2 は法第 12 章「費用」に位置付けられ、法 77 条の 2 徴収決定は費用等の徴収に関する処分である。

イ また、法第 77 条の 2 を適用すべき場合について、厚生労働省の通達(平成 30 年 10 月 10 日社援保発 0723 第 1 号「「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」の一部改正について(通知)(平成 30 年 9 月 28 日付社援発 0928 第 2 号)」の一部修正について(以下「H30.10.10 通達」という。))は、「法第 63 条の返還金に係る債権については、法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき強制徴収公債権として徴収する方法と、これまでどおり非強制徴収公債権として徴収する方法のいずれかを検討することになるが、どちらを適用するかは、当該債権を強制徴収公債権とする必要性の有無や、当該返還金を法第 78 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により保護金品(金銭給付によって行うものに限る。略)の一部又は就労自立給付金の全部若しくは一部(略)から徴収するのか否か等を勘案の上、都道府県及び市町村において判断されたい。」とする。

ウ 法 63 条返還決定は上記第 2、4 に記載したとおり、保護受給者に不正の意図はな

かったが、本来受けるべきでなかった保護費用を返還させることにより、保護の補足性の基本原理並びに基準及び程度の基本原則を実現することを目的とする。一方、法 77 条の 2 徴収決定は、H30.10.10 通達にもあるように、保護受給者からの任意の返還を待つことなく強制徴収することに目的がある。エ そうすると、法 63 条返還決定と法 77 条の 2 徴収決定は目的が同一とはいえない。また、平成 30 年改正前から法 63 条返還決定は単独で保護の補足性の基本原理を全うする機能を有していたのであり、両処分が結合してはじめてその効果を発揮する関係にあると解することもできないと考えられる。

(4)法 77 条の 2 徴収決定に係る取消訴訟のなかで法 63 条返還決定の瑕疵を主張できなかったとしても、不服申し立ての機会の保障はあるといえるか。

ア 法 63 条返還決定がされる際には名宛人に不服申し立ての教示がされ、同決定に裁量権の逸脱濫用の違法・不当がないかについて、行政不服審査又は抗告訴訟により争うことができる。

イ 両処分は、審査請求の提起先に係る適用法令が異なる。

法第 64 条は、保護の決定及び実施に関する事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してすることを定める(同条は行政不服審査法第 4 条柱書「法律に特別の定めがある場合」に該当する。)。また、法第 69 条は、保護の決定及び実施に関する事務に関する処分については審査請求前置であることを定める。法 63 条返還決定は、保護の決定及び実施に関する処分であるから、同決定についての審査請求は都道府県

知事に対して申し立てる。

一方、法 77 条の 2 徴収決定は保護の決定及び実施に関する処分に該当しないことから、法 77 条の 2 徴収決定についての審査請求は、行政不服審査法第 4 条 4 号に基づき保護実施機関の上級庁に対して申し立てる。

ウ そして、法 63 条返還決定に際しては、審査請求の手続きのための法第 64 条及び法第 69 条についての教示がされることから、名宛人である保護受給者には不服申し立ての機会の保障はあるといえる。また、法第 63 条返還決定について、名宛人以外の第三者から不服申し立てがされることを想定して、第三者に対する不服申し立ての機会が保障されなければならない事情は想定し難い。

(5)以上のとおり、法 77 条の 2 徴収決定の適法性を争う場合に、前提とする法 63 条返還決定の適法性や法 63 条返還金の額が相当であるか等を争うことができないと解するのが相当である。

3 法 77 条の 2 徴収決定の要件についての解釈

(1)法第 77 条の 2 第 1 項かっこ書きは、「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」には、77 条の 2 徴収決定をすることができないと規定する。法 77 条の 2 第 1 項かっこ書きの「厚生労働省が定めるとき」について、生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号。以下「規則」という。）第 22 条の 3 は、これを「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなつたとき」とする。

(3)そうすると、法第 77 条の 2 第 1 項かっこ書き・規則第 22 条の 3 に該当する場合には、法第 77 条の 2 は適用除外であつて、市町村長等は法 77 条の 2 徴収決定をすることができない。

ア 適用除外については、保護金品の交付時点で保護実施機関に帰責事由があることが必要か、それとも、保護金品の交付時点以降の事後的な事情として保護実施機関の帰責事由が認められる場合も含むのか問題となる。

イ 事後的な事情としては、例えば、法 77 条の 2 徴収決定に際して法 63 条返還金の額が過大であることを保護実施機関が把握できたにもかかわらず、これを看過し、あるいは把握したにもかかわらず任意で法 63 条返還決定を変更しないまま放置した場合などが考えられる。この場合、法 63 条返還決定の出訴期間が経過していると同決定の違法を争うことはできない。

ウ この点、規則第 22 条の 3「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われた」という文理上は、保護金品の「交付」について保護の実施機関に帰責事由がある場合、すなわち、保護金品の交付時点で保護実施機関において調査・確認すべき義務があつたにもかかわらず、これを行わず、そのために過大な保護金品を交付したことが帰責事由と解するのが自然である。

エ また、H30.10.10 通達は、保護実施機関に帰責性が認められる場合の例示として、「具体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった

場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等が該当する。」とする。

これらの例も、保護金品の交付時点で保護実施機関に帰責事由がある場合を挙げている。

オ よって、適用除外の基礎となる保護実施機関の帰責事由は、保護金品の交付時点を基準に判断されると解するのが相当であり、同時点で保護実施機関が調査・確認する義務がない事実について行政不服審査請求や訴訟手続き中に明らかになり、結論として法 63 条返還金の額が過大であることが明らかになったとしても、適用除外にはならないと解するべきである。

(5)法 77 条の 2 徴収決定に際して、その必要性についても検討するべきか。

ア 法 77 条の 2 徴収決定は、保護実施機関に責めに帰すべき場合を適用除外としているが、適用除外に該当しない場合に、当該債権を強制徴収公債権とする必要性が特に要求されるか。

イ この点、H30.10.10 通達は、「当該債権を強制徴収公債権とする必要性の有無や、当該返還金を法第 78 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により保護金品(金銭給付によって行うものに限る。略)の一部又は就労自立給付金の全部若しくは一部(略)から徴収するのか否か等を勘案の上、都道府県及び市町村において判断されたい。」とする。

ウ また、強制徴収公債権とすることで、破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 97 条第 4 号に規定する租税等の請求権に該当し、免責可決定の効力が及ばず(破産法第 253 条第 1 項)、当該債務の弁済は偏頗行為の否認の対

象外となる(破産法第 163 条第 3 項)。また、保護金品からの徴収が可能となる(法第 78 条の 2)。強い効果を付与するためには、必要性を要求するのが相当とも考えられる。

エ しかし、法第 77 条の 2 には、必要性がなければならないとの文言はない。

厚生労働省の通達(平成 30 年 11 月 8 日 社援保発 1108 第 2 号「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」の一部改正について(通知))(平成 30 年 9 月 28 日 社援保発 0928 第 3 号)の一部修正については、「保護費及び就労自立給付金については、すべて公費により賄われているものであり、これに基づく債権は極めて公共性が高い債権であることから、原則国税徴収の例により強制的な徴収ができることとしている。」とする。また、H30.10.10 通達は、「第 63 条による返還金については、保護費との調整を行う規定が存在しなかったことから、被保護者が金融機関への口座振込等を行う手間や、振込み忘れ等による返還金の回収漏れが生じるなど、被保護者と保護の実施機関の双方に負担が生じているという課題があった。」としている。

すなわち、公費からの支給であることから原則として徴収するものとされていること、このような不都合を解消することも目的であって必要性を要求すると保護受給者にとっても不利益となる場合があり得ることに鑑みれば、特別な事情がない限り、必要性は認められ、例外的に必要性がない場合には法 77 条の 2 徴収決定をすることができないものと解する。

オ 例えば、過大に給付した保護金品が費消されないまま残っていて法 63 条返還決定に基づく任意の返還が可能なが明ら

かな場合で、保護受給者に債務がなく破産手続きが開始されることもないなど特に必要性がないと認められるときには、法 77 条の 2 徴収決定をすることは必要性を欠くとされるのではないか。

また、仮に、法 77 条の 2 徴収決定時点において、保護実施機関がすでに法 63 条返還決定の返還金の額が過大であることを把握している場合に、これを勘案せずに過大な部分を法 77 条の 2 徴収金の額に含めることは、例外的に、裁量権の逸脱濫用となる余地があると考ええる。

カ さらに、78 条の 2 により保護金品からの徴収をする場合には、保護受給者の生活状況等を勘案して、生活保護受給中に保護金品から徴収する(そうすると保護費の支給が減額となる)とすれば最低限度の生活を下回ることのないよう配慮して決定すべきである。

(6)法 77 条の 2 徴収決定の際に、法 63 条返還決定の適法性等について判断すべきか。

ア 市町村長等が法 77 条の 2 徴収決定をする際に、適用除外に該当するか及び必要性を欠くかどうかのほかに、法 63 条返還決定の適法性や法 63 条返還金の額が相当であるかについても判断すべきか。

イ この点、そもそも法第 77 条の 2 第 1 項は、「第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」と規定していることから、法 63 条返還決定が適法に存在することを前提としている。

ウ 法 63 条返還決定は、保護実施機関が、返還の対象となる要保護費用の額を資料に基づき精査して決定し、保護受給者の自立を阻害しないこと等も勘案して適切な裁量

権を行使して決定するものである。一方、法 77 条の 2 徴収決定は、市町村長等が、公債権の強制徴収を目的として実施するものである。

両者は処分行政庁も異なるのであって、法 77 条の 2 徴収決定に際して、市町村長等が、すでに保護実施機関が法 63 条返還決定の際に考慮し、一定の判断をした事項について、重ねて判断するとすれば、不要な事務を課すことになり、また、行政手続きの安定を害するおそれがある。法 77 の 2 徴収決定に際しては、法 63 条返還決定について、その要件に該当する適法な処分であるか否か、法 63 条返還金の額が相当であるか等を市町村長等が見直すことは予定されていないと解する。

エ よって、市町村長等は、法 77 条の 2 徴収決定に際しては、法 63 条返還決定が適法に存在することを前提として、法 63 条返還金の額の範囲内で、これを徴収するか否か、徴収するとしてその徴収金額を決定するものと解するのが相当である。

そうすると、法 77 条の 2 徴収決定の取消訴訟において、違法性の承継ではなく、法 77 条の 2 徴収決定の固有の違法事由として法 63 条返還決定の瑕疵を主張することもできないことになる。

4 本判決について

(1)本判決は、資産を有するが、これを直ちに生活のために活用することができない状態の要保護者に対し、保護実施機関が法第 4 条第 3 項に基づく急迫保護を開始し、後に資産を活用できるようになった時点で保護を廃止する決定をして、生活保護の開始から廃止までの間に支給した生活保護費全額について、同日に法 63 条返還決

定及び法 77 条の 2 徴収決定をした事案である。

(2)本判決は、「法 63 条決定は、保護の実施機関が、被保護者の状況を踏まえて、保護費の返還の要否及びその範囲について判断するものであり、法 77 条の 2 決定は、法 63 条決定により発生した保護費用返還金という公債権について、公債権の管理者が、公債権の適正な管理という観点から、強制徴収公債権とすることについて判断するものであり、これらはそれぞれ別個の処分と解される。」との理解を前提に、「法 63 条決定と法 77 条の 2 決定とは、それぞれ保護費の返還に向けた一連の手続とみることができるものであるとしても、…趣旨、目的が共通するものは解し難い。また、これらの決定については、それぞれ不服申立ての方法が定められており、法 63 条決定に対する不服申立てにおいて、同決定における返還金の額について争うことが可能である」として、「法 77 条の 2 決定においては、法 63 条決定における返還金の額の相当性等、法 63 条の要件を検討することは予定されていないというべきである。」とした。

(3)また、適用除外となる場合について、「文
理上、保護金品を交付すべき時点において、

保護の実施機関の責めに帰すべき事由がある場合をいうものと解される。」とした。

(4)そして、保護の実施機関において、保護金品の支給時点で「これを過分に算定し、あるいは調査を怠って不要な保護費用を支弁する等のか過誤あったことをうかがわせる証拠はないから、保護実施機関の責めに帰すべき事情により保護金品が支給されたものではなく、徴収することが適当でないときには該当しない。よって法 77 条の 2 第 1 項かっこ書きの除外規定があるとはいえない。」として、その余の要件の有無を検討することなく法 77 条の 2 徴収決定は適法とした。

第 4 まとめ

本判決は、法 77 条の 2 徴収決定に対する取消訴訟において、法 63 条返還決定との関係及び適用除外となる場合について判示したものである。

今後、平成 30 年改正後になされた法 77 条の 2 徴収決定の適否を争う取消訴訟が提起されると見込まれるので、参考として本判決を紹介した次第である。

以上

ⁱ 日本弁護士連合会貧困問題対策本部『生活保護合的支援ハンドブック〔第 2 版〕』50 頁（民事法研究会・2015）

ⁱⁱ 日本弁護士連合会貧困問題対策本部『生活保護合的支援ハンドブック〔第 2 版〕』152 頁（民事法研究会・2015）

ⁱⁱⁱ 日本弁護士連合会貧困問題対策本部「生活保護合的支援ハンドブック〔第 2 版〕」157 頁（民事法研究会・2015）

^{iv} 栃木県弁護士会『生活保護法の解釈と実務』214 頁（ぎょうせい・2008）

^v 塩野宏『行政法 I 〔第五版〕行政法総論』148 頁（有斐閣・2009）、宇賀克也『行政法概

説Ⅰ 行政法総論〔第2版〕』305頁（有斐閣・2006）

^{vi} 宇賀克也『行政法概説Ⅰ 行政法総論〔第2版〕』307頁（有斐閣・2006）

シンポジウム「これで防げる学校体育・スポーツ事故」報告

—熱中症事故から子供を守る—

The symposium report on “Sports accidents of School physical education that can be prevented” - Protecting children from heatstroke accidents -

三輪 渉（横浜綜合法律事務所・神奈川県弁護士会スポーツ法研究会）

第1 はじめに

1 シンポジウムの概要

令和6年10月27日、埼玉大学において、一般社団法人 日本スポーツ法支援・研究センター、日本スポーツ法学会及びNPO 法人 Safe Kids Japan が共催し、スポーツ庁、こども家庭庁、国立研究開発法人、産業技術総合研究所、独立行政法人、日本スポーツ振興センター、全日本中学校長会、公益財団法人 日本中学校体育連盟、公益財団法人 全国高等学校体育連盟、公益財団法人 日本高等学校野球連盟、公益財団法人 笹川スポーツ財団、日本教育法学会、埼玉大学、早稲田大学スポーツ科学学術院、朝日新聞社、公益財団法人 スポーツ安全協会、公益財団法人 日本スポーツ施設協会、公益社団法人 東京都理学療法士協会、公益財団法人 日本技術士会登録子どもの安全研究グループ、特定非営利活動法人学校教育・スポーツ教育指導法開発研究会、関東弁護士会連合会及び埼玉弁護士会の後援を受け、「シンポジウム「これで防げる学校体育・スポーツ事故」報告—熱中症事故

から子供を守る—」を開催した。

本シンポジウムは、埼玉県弁護士会が幹事を務めていたところ、当会スポーツ法研究会のメンバーも進行チームの構成員として関与していたため、本誌を借りてシンポジウムの内容を概説し、提言の内容を紹介する。

本シンポジウムでは、熱中症予防をテーマとしたため、熱中症が増え始める令和6年5月に、プレシンポジウムが行われた。プレシンポジウムでは、長年熱中症予防に取り組んでこられた日本スポーツ協会スポーツ医・科学委員会委員長、大学スポーツ協会副会長川原貴先生を講師にお招きし、熱中症の現状や対策をお話いただき、町田市議会議員の矢口まゆ議員から自治体議会の議論、理学療法士の渡邊祐介先生からはフェンシング競技における熱中症の状況、置塩正剛会員（東京弁護士会）からは陸上競技ジュニア指導における熱中症対策といった報告がなされた。

今回のシンポジウムは、プレシンポジウムに引き続き、熱中症事故をテーマに、①最新の科

学的エビデンスを踏まえた熱中症の予防の基調講演、②プレシンポジウムに引き続いて学校やスポーツの現場からの報告、③熱中症事故の裁判例の報告・小中学校に対して行ったアンケートの分析を行い、熱中症から子供を守るための提言がなされた。

各テーマの発表者は、①早稲田大学スポーツ科学学術院スポーツ科学部准教授細川由梨先生、②町田市議会議員矢口まゆ議員、理学療法士鈴木真治先生、理学療法士渡邊祐介先生、③竹内和正会員（埼玉県弁護士会）である。なお、シンポジウムの後半は、プレシンポジウムにて基調講演を行った川原貴先生、埼玉大学教育学教授・埼玉大学教育学部附属特別支援学校校長石川泰成先生、埼玉県アスレティックトレーナー連絡協議会会長・埼玉県スポーツ協会アスリートサポートコーディネーター長瀬エリカ先生、細川由梨先生の4名のディスカッションに当てられたが、内容は割愛する。

2 本シンポジウムの基本的な姿勢

本シンポジウムは、シリーズ第8回目のシンポジウムであり、基本的な姿勢はこれまでのシンポジウムと共通して、科学的根拠を示して事故の原因等を考察し、事故防止のための具体的な提言を行うことである。

学校での事故防止に強い関心を持った者たちによって、分かりやすく具体的、科学的根拠に基づいて、具体的事故防止対策を検討し、科学的エビ

デンスに基づきどうしたら事故を予防できるか回答するものである。

第2 学校体育・スポーツにおける暑熱対策とリスクマネジメント

細川由梨先生から、熱中症の基礎知識、応急措置・予防方法について、概要以下のとおり報告がなされた。

1 熱中症予防の基礎

まず、熱中症予防は、個人の努力だけで行えるものではないこと、組織的にリスクを認知して、各々立場から予防のためにできることを啓発し、実践につなげることが重要である。

熱中症には、運動時・活動時に発生する労作性熱中症と、高齢者や幼児が風通しの悪い暑い部屋に長時間いることで引き起こされる典型性、もしくは非労作性熱中症の二種類があり、労作性熱中症の症状は、症状の軽度なものから、熱失神・運動性筋痙攣・熱疲労・労作性熱射病があり、発症メカニズムに応じた応急処置が重要である。

重症度の高い熱疲労及び労作性熱射病を疑う場合、直ちに救急要請をするだけでなく、原則として直腸体温のモニタリングが必要であるが、それが不可能な場合、全身所見を観察しながら全身冷却を行うこと、高体温の持続時間をできるだけ短くすることが、後遺症の予防において重要である。

2 緊急時の応急手法・危機管理マニュアルの確認

最も効率の良い冷却方法は、アイスバス（氷風

呂)であるものの、医師など専門家の下で直腸温度計を用いて深部体温を測りながら行う必要がある。

アイスバスより冷却効果は劣るものの十分な冷却速度が期待できる方法として、アイスタオルがあり、比較的少量の氷水とタオルで行うことができる。この場合、タオルを交換し続けることが重要である。

適切な応急手当が直後に行われれば、死亡例は100%防ぐことができるため、学校の危機管理マニュアルにおいて、教員が命に関わる熱中症(=労作性熱射病)の兆候と症状を理解できるか、冷却手法が具体的に明記されているか、当該手法が校内のいつ・どこで起きても実践できる手法かを確認する必要がある。

3 熱中症リスクの予見

熱中症の代表的な要因として、熱中症の既往歴、不十分な暑熱馴化、肥満あるいは高BMI、睡眠不足、休憩時間の少ない激しい練習・長時間の練習、連日の高温・多湿環境及び直射日光、運動強度だけを考えた誤った運動と休憩時間の割合等がある。

これらの要因のうち何か1つの要因が起因で熱中症を発症するわけではなく、複数の要因が重なることでそのリスクが上昇する。

組織として包括的なアプローチと個人の体調管理が必要である。

体調管理としては、練習前から水分補給を最適化する必要がある。もっとも、水分補給さえして

いれば熱中症を予防できるわけではなく、24時間の体調管理(水分補給、食事・栄養、睡眠)が熱中症予防の基本である。

4 熱中症予防のための運動指針

湿球黒球温度(WBGT)と熱中症発生の関連性として、運動開始時のWBGTが28℃以上と28℃未満の条件下を比較した場合、WBGTが28℃以上の条件において熱中症が1件以上発生するオッズは2.2倍となり、これをWBGT31℃以上と未満の条件下で比較すると、オッズは4.5倍となる。

熱中症運動指針(次頁図)を参考に、段階的な活動内容の変更が必要である。

5 熱中症事故予防のための具体的提言

(1) 提言1 労作性熱射病の応急手当には速やかな全身冷却を一Cool First, Transport Second

熱中症の中でも重症度の最も高い労作性熱射病は、高体温の持続時間を短くすることが救命および後遺症の予防において重要である。

重症であることを示す、意識障害や言動の異常などがみられた場合には、救急車を要請するだけではなく、搬送前から全身の積極的な冷却を始める。この際の冷却手段は、氷嚢などの局所的な冷却ではなく、水風呂や冷水シャワーなど、広範囲を一度に冷やせる手法が望ましい。

(2) 提言2 熱中症発症の要因を把握して、運動開始前にリスクを最大限減らすこと

図

WBGT°C (暑さ指数)	湿球温度°C	乾球温度°C	熱中症予防運動指針	
31以上	27以上	35以上	運動は原則中止	・ 特別の場合以外は運動を中止する。 ・ 特に子どもの場合には中止すべき。
28～31	24～27	31～35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	・ 熱中症の危険性が高いので激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩し水分・塩分を補給する。 ・ 暑さに弱い人(体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人)は運動を軽減または中止
25～28	21～27	28～31	警戒 (積極的に休憩)	・ 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21～25	18～21	24～28	注意 (積極的に水分補給)	・ 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21未満	18未満	24未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	・ 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(公益財団法人日本スポーツ協会)

熱中症は複数の要因が重なることで、発症リスクが高まる。運動中に水分補給さえしていれば大丈夫、昨日より暑くないから大丈夫、ということではない。

運動開始前にも総合的な対策が必要であり、暑くなり始めた時期から意識的に食事・栄養や水分を十分にとるようにする、睡眠時間を確保する、暑熱馴化していないテスト期間明けの初日に強度の運動はおこなわない、気象によって活動場所や活動時間を変えるなど、体調管理・活動内容・環境条件などに関して、できるだけ多くの熱中症の要因を把握し、運動開始前に具体的なアクションを積み重ねて対処する。

(3) 提言3 運動中は、暑さ指数を確認して、量より質の運動と休憩時間の調整を

高気温・高湿度の環境においては、自然な熱放散が妨げられ、体温調節機能には大きな負担がかかる。

そのため、危険な高体温を回避するためには適切な休憩時間を挿入が必要である。この休憩時間は回数だけでなく、1回の休憩に充てる時間にも配慮をする。例えば、暑さ指数が「危険」に近づくような環境においては、活動している時間よりも休憩時間を長くしたり、一度に連続して屋外で活動するのは30分以内にしたりするなどの手立てが考えられる。酷暑環境下では量より質にこだわった活動計

画が求められる。

第3 スポーツの現場からの報告

矢口まゆ議員より、「学校現場における熱中症対応の課題－自治体議会の議論から－」、鈴木真治先生より、「パラ陸上教室での熱中症事例についての報告」、渡邊祐介先生より、「スポーツ現場での熱中症発生時のシナリオトレーニング研修会の紹介」の報告がなされた。

第4 熱中症事故の裁判例の報告・小中学校に対して行ったアンケートの分析

竹内和正会員（埼玉県弁護士会）より、熱中症事故の裁判例、本シンポジウムを行うにあたって実施した小中学校に対するアンケートについて、概要以下のとおり報告がなされた。

1 裁判例

死亡、心停止、記憶障害等の重大結果が生じた13の裁判例では、WBGT（警戒・注意）、気温で学校側に責任が認められたか否かできれいに分かれていた。

具体的には、WBGT 値が「警戒（25以上）」で「重大結果」が発生した事案については、学校側に過失が認められている。

これを前提とすると、「WBGT 31以上」で「重大結果」が発生した時点で責任が認められる可能性が高い。

なお、WBGT 値自体に争いがある事案にお

いては、「部活動を行う室内又は室外に温度計を設置すべき義務があり、部活動の過程でWBGT等の温度を把握することができる環境を整備すべき義務」違反を指摘した事例（大阪高判平成28年12月22日）があることから、測定器の「未設置」または「確認不備」で責任が認められる可能性が高い。

裁判例からすると、測定器を「未設置」もしくは「確認をしない」で、熱中症リスクのある運動をさせてはいけな

くは、「WBGT31以上」の場合、子どもに一切の運動をさせてはいけな

くは、「WBGT31以上」の場合、子どもに一切の運動をさせてはいけな

くは、「WBGT31以上」の場合、子どもに一切の運動をさせてはいけな

された要素を検討しておけば、学校側は注意義務を尽くすことができ、熱中症の「重大事故」を予防することにつながる。

裁判例は、結果のみならず、以下の考慮要素の検討が重要である。

- ① スポーツの強度（競技特性）や負荷の程度
- ② 部活動が行われた環境（WBGT・気温・湿度）
- ③ 暑熱馴化（しゃねつじゅんか）の有無（テスト明け、休み明け）
- ④ 休憩・給水の頻度
- ⑤ 服装（透湿性・通気性のよい帽子・服装）
- ⑥ 生徒の特性（体力、肥満等の体格、性格）
- ⑦ 生活習慣（睡眠不足・風邪・発熱・下痢などの体調不良等）

2 アンケート結果

今回のアンケートでは、学校体育に関するもので792、部活動に関するものとして1586もの小中学校にご回答を頂くことができた。

(1) 学校体育アンケート結果（一部抜粋）

- ・ 熱中症のリスクに関わらずおよそ2割の学校では屋外体育を実施していること
- ・ 屋外体育の授業を取りやめた日数は「0日～5日」が9割以上であること
- ・ 屋外体育の授業取りやめ決定に関与者は「校長（約8割）、副校長・教頭（約7割）、保健体育教諭（約7割）、養護教諭（約5割）

※複数回答可」であること

- ・ 熱中予防のために屋外の体育の授業を取りやめる基準の有無について、約1割がそのような基準を作成していないこと
- ・ 屋外の体育授業取りやめ基準が「WBGTの数（31以上）が約9割、気温が約3割、熱中症（特別警戒警報）が約5割※複数回答可」であること
- ・ 生徒が熱中症を発症した場合（疑いを含む）の対応について、校内の対応手順の確立について、約1割が確立していないこと

といった結果であった。

(2) 部活動アンケート結果（一部抜粋）

- ・ 部活動に関して熱中症予防のために実施している対策の有無について、約1割が対策を行っていないこと
- ・ 熱中症発生の恐れのある時期、部活動の日々の部活動実施前に WBGT の数値確認の有無について、約1割（134校）が確認していないこと

※ 確認しない理由として、「測定する機器がない（約1.5割）」、「巢内によらず常に十分な熱中対策をしている（約6割）」といった回答あり（複数回答可）

- ・ WBGT が31以上の場合でも約3割が部活動を実施していること

※ 上記理由として、「熱中症地策を十分にしているから（約9割）」という回答が

あるものの、「大会は31以上でも行われるから(約3.5割)」、「練習が全くできなくなるため(約0.3割)」といった回答あり(複数回答可)

- ・ 正規の部活動時間外に部員が自主練習するに際して、部員に熱中症対策を指導していない学校が約3.5割であった
- といった結果であった。

(3) アンケート結果まとめ

アンケート結果を、裁判例の基準(WBGT値、測定器の設置、活動状況)にあてはめると、「重大事故が発生してしまった場合」には多くの学校で責任が認められる可能性があり、熱中症予防対策を再構築する必要がある。

裁判例を「責任回避の指針」とすることも重要だが、それ以上に、裁判例の考慮要素を取り入れた上で、重大結果を回避するための「予防体制の構築」が重要である。

他方で、形式的に WBGT 値で一切の運動を禁止すると、夏場はスポーツをすることができないということになりかねない、健康上のリスク、子どもが隠れて運動をすることでより重大な事故が発生してしまう危険が生じる。

熱中症の予防(特に、重症化の予防)を大前提に子どもがスポーツをできる土台作りを「正確な知識を共有することを出発点に」社会全体で検討していくことが重要である。

第5 おわりに

以上が、本シンポジウムの報告となる。

今回のシンポジウムのテーマを選定する際、熱中症に関する研究はある程度確立されており、新たな発見はないのではないか、といった議論があった。しかし、大切なことは何度でも言い続けるべきであるという観点から、熱中症がテーマとして選定された。

調査を進めていくと、WBGT 値が「警戒(25以上)」で「重大結果」が発生した事案では学校側に過失が認められ、それ以外の裁判例は過失が否定されるという綺麗に分かれていたり、未だに熱中症を発症した場合(疑いを含む)の対応手順が確立していない学校が存在し、なかには、これだけ WBGT が裁判例の考慮要素として挙げられているにもかかわらず、WBGT を測定する機器がないという学校が存在することに驚かされた。

現場の教員の先生方からは、機械的に WBGT 値で運動を禁止すれば、夏場に体育、部活動ができないといった葛藤も窺い知ることが出来た。

改めて、大切なことは繰り返し何度でも言い続けるこの重要性を痛感した。

今後も続くであろう猛暑に向け、子どものスポーツをする権利を守るため、是非、本シンポジウムの3つの提言を活用して頂きたい。

以上

生成A I の法律問題

Legal issues regarding generative AI

(神奈川県弁護士会 IT 法研究会)

飯田直久、佐藤隆志 (総合監修、はじめに)

内山浩人 (第1章 生成A I と著作権)

川添利賢 (第2章 生成A I と個人情報保護法)

遠藤政尚 (第3章 A I と不正競争防止法)

はじめに

生成AI (Generative AI : ジェネレーティブ AI) とは、一言で言うと新たなコンテンツを創造できるAI (人工知能) である。2022年11月に対話型生成AIが公開されて以後、各検索サイトを中心として爆発的に普及した。決められた行為の自動化が目的だった従来のAIと異なり、生成AIは、与えられた課題や情報により、データのパターンや関係を学習・解析し、新しいコンテンツを生成する。そのため、容易に人が作成したものと同等、あるいはそれ以上の質を有するコンテンツを自動で生成できることから、既存のビジネスや業務のあり方を変えていく存在として注目を集めている。他方で、生成されたコンテンツの権利帰属や既存の著作物との問題、個人情報や機密情報のコントロール、生成されたコンテンツの犯罪利用といった新たな問題が生じ、これに対する法規制が不可欠となってきた。

本論稿では、生成AIの登場によって、新たに生じるであろう幾つかの法的課題について、現段階で可能な限りの紹介・分析を試みた。本論稿が、生成AIを巡る今後の法的問題に対処するにあたって、読者の一助となれば幸いである。

第1章 生成A I と著作権¹

第1 著作権総論

1 目的

著作権法は、著作物の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図ることで文化の発展に寄与することを目的としており(法1条)、そのため、著作権法では、各種規定で権利者等の権利・利益の保護と著作物等の円滑な利用とのバランスをとっている。

2 対象物 (著作物)

著作権法では、思想・感情の創作的表現を「著作物」として保護の対象とされており、アイデアそのものや単なるデータ自体は保護対象とされていない(法2条1項1号)。

3 著作者、著作権者

著作物を創作するものを著作者といい(法2条1項2号)、著作者が著作物を創作した時点で著作権を取得し、とくに手続なく著作権者となる(法17条1項、2項)。

4 権利 (支分権)

著作権者の権利は、大きく分けて著作者人格権と(狭義の)著作権に分けられる。

このうち、狭義の著作権の具体的な内容は、著作物の利用形態ごとに支分権として定められている。

たとえば、執筆した文章を印刷・製本する際は複製権、これを書店で販売するには譲渡権、購入者が購入図書を私的にコピー・スキャンす

る行為は複製権（私的使用のための複製）、スクリーンしたものをネットにアップロードする行為は公衆送信権、といった具合である。

5 権利侵害（同一性・類似性+依拠性）

著作権が著作権（支分権）の対象とする行為をしようとする場合、原則として著作権者の許諾が必要であり（法 63 条 1 項）、それが無ければ原則として著作権侵害となる。

著作物が著作権侵害をしているかどうかが争点となる場合、一般には類似性（既存の著作物と同一、又は類似していること）、依拠性（既存の著作物に依拠して制作されたこと）の両方を満たすことが著作権侵害の要件とされている。

このうち、類似性については、単に両者が似ているというだけでは足りず、両者の創作的表現が共通していることまでが必要である。したがって、例えば「アイデア」や「単なる事実」が類似していても「表現」が類似しているとは言えず、また、ありふれた表現が類似していても「創作性」が類似しているとは言えないことになる。

また、依拠性については、既存の著作物に接してそれを自己の作品の中に用いたことが必要であり、偶然に一致したに過ぎないような場合は依拠性がないとなる。

6 著作権侵害に対する民事請求、刑事罰

仮に著作権侵害が認められた場合には、侵害行為の停止・予防措置の請求が認められる。

また、侵害により損害を被った場合は損害賠償請求が認められる。

また、故意の著作権侵害行為は刑事罰の対象にもなっている。

7 例外（私的複製、引用、学校等）

著作権者の許諾がない場合であっても、私的利用のための複製（法 30 条）、引用（法 32 条）、教育機関における複製（法 35 条）等、著作物の利用が認められている場合がある。

第 2 生成 AI による著作権侵害

1 総論

一般的に、生成 AI の開発から利用までの流れをみると、学習データを収集・加工して学習用データセットを用意し、これを学習プログラムに入力してパラメータ等の調整をもって学習済みモデルを作成する①開発・学習段階と、この学習済みモデルがセットされた推論用プログラムに対して指示、入力することにより AI 生成物を出力する②生成・利用段階がある（第 2 章の図表を参照）。

生成 AI と著作権について考えるにあたり、生成 AI の開発・学習段階と生成・利用段階では著作物の利用行為が異なっていることから、これを分けて考える必要がある。

2 ①開発・学習段階

この段階では、学習プログラムに入力する学習用データセットを用意するため、学習用データを収集・加工することになる。

従前、この段階で、他人の著作物を学習用データとして用いることが、著作物の複製、譲渡、公衆送信等に該当し、著作権の侵害にあたるのではないか、といった議論があった。

この点、仮に著作権を侵害するとなれば、あらかじめ著作権者の許諾が必要ということになるが、実際、数億点以上となる大量の学習データについて個別に許諾を得ることは不可能、非現実的である。

この点に関しては、技術革新や社会の変化に対応するためには著作物の柔軟な利用が必要であるとして、平成 29 年 4 月に著作権法の改正が行われ、30 条の 4（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）が新設されている²。

著作物が入力される段階と出力される段階とに分けたうえで、入力段階では通常著作物の表現を享受しない利用であり、著作権者の不利益は生じないと考えられる点を踏まえ、新設された同条項では、原則として著作権者の許諾なく利用できるとした（著作権の権利制限規定）。

もっとも、著作権者の許諾がいらないとされ

るのは「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」に限るという制限があるが、AI 開発・学習のための情報解析や機械学習のような利用行為は、通常、著作物に表現された思想・感情の享受を目的としない行為となるので、著作権者の許諾なく行うことが可能となっているのが現状である。

これにより、生成 AI の学習段階での著作物の利用は広く認められるようになったといつてよいが、同条項は、そのただし書きで、その利用が著作権者の利益を不当に害することとなる場合は著作権者の許諾が必要であるとしている。具体例としては、すでに大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為などが考えられる³。

3 ②生成・利用段階（複製・翻案等、公衆送信・譲渡等）

生成 AI を利用して生成した生成物について、それが著作権侵害となるかどうかは、人が生成 AI を利用せずに生成した場合と同様の判断がされることになる。

つまり、創作的表現の部分が共通しているのか、他人の著作物に依拠しているのか、といった点から著作権侵害の有無が判断されることになる。

このうち、依拠性については、生成 AI を利用した場合にどのようなケースで依拠性が認められるかについては難しい判断が迫られる場合も考えられる。

例えば、生成 AI 利用者が既存の著作物を認識しており、生成 AI を利用してこれに類似するようなものを生成させた場合は依拠性を認めてもよいのではないかと、生成 AI 利用者が ImageToImage、すなわち既存著作物を直接学習させた場合には依拠性を認めてもよいのではないかと、といったような考え方がある

また、特定のクリエイターの著作物を集中的に学習させた場合の有無で依拠性に違いはあ

るか、といったことや、逆に、既存著作物と類似していれば依拠性を推認してもよいのではないかと、といった考え方もある。

実際のところはケース・バイ・ケースで検討することになると思われるが、偶然の一致・類似を排除するため、生成 AI 利用者のある程度の意図的な行為は必要になるのではないかとと思われる。

第3 AI生成物の著作権

1 AI生成物は著作物にあたるか

この点に関しては、従前より、そもそも AI が自律的に生成したものは、「思想又は感情を創作的に表現した」ものとは言えないとして、著作物には該当しないという考え方が示されてきた^{4 5 6 7}。

これに対し、人が思想又は感情を創作的に表現するための道具として AI を利用した場合は、生成物は著作物といえとされている。

つまり、その生成物に著作権が認められるか否かは、生成 AI が自律的に生成したのか、人が「道具」として生成 AI を利用して生成したのか、が判断基準ということになる。

この「道具」として生成 AI を利用したといえるためには、利用した人に創作意図があるか、人が創作的寄与をしたかによって判断されることになる。

ただ、この区別は観念的には理解できるとしても、実際、「AI が自律的に生成したか」「AI を道具として利用したか」といった基準は曖昧であり、実際は、その中間的な生成物、曖昧な生成物が多数を占めるであろう。この点は、今後の事例の集積が待たれる。

2 著作権者は誰か

前段の結果、AI 生成物が著作物と認められるのであれば、その生成を行った AI 利用者自身が生成物の著作者ということになる。

第2章 生成AIと個人情報保護法

第1 個人情報保護法制

I 個人情報保護法の目的

個人情報保護法第1条は、「この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、・・・個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と定めている。

デジタル社会の形成は、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であるが(デジタル社会形成基本法1条)、その反面、デジタル社会においては、個人情報は、フィッシング詐欺によるパスワード盗用や、SNSによるフェイク情報の投稿等によって、たやすく不正使用され、日常、重大な権利利益の侵害が引き起こされている。このような現代社会が置かれた状況を踏まえて、個人情報保護法は、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」ものとして制定されたのである。

個人情報の保護は、従来、プライバシー権や自己情報コントロール権という個人の権利利益の侵害に対する損害賠償や差止による救済という形で行われてきた。しかし、一旦社会に流出した個人情報は、回収することが困難であり、しかも、それによって生じた権利利益の侵害は、損害賠償や差止によっては救済されない深刻な爪痕を残すことが珍しくない。そこで、個人情報保護法は、このような権利利益の侵害発生の原因をなす個人情報自体の取扱いを規制することによって、発生した侵害の事後的な救済ではなく、侵害の発生を未然に防止しようとする法制なのである。

II 個人情報保護法制形成の経緯

個人情報保護法は、次のような経緯を経て、現行法に至っている。

1 OECD勧告

コンピューターによって大量の個人情報が処理され、また、それがインターネットによって国内外に頻繁に伝達される社会が出現する

中で、個人情報そのものの取扱いに関する法的規制が必要になり、海外では、各国で、個人情報に関する法制を整え始めた。

しかしながら、国によって法制が異なるのは、国際取引で、種々個人情報に関するトラブルが発生することは必至であるため、1980年、OECDが、「プライバシー保護と個人データの国際交流についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告」(以下「OECD勧告」という。)を発し、その中で、OECD8原則が定められた。

このOECD8原則は、①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全保護の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則及び⑧責任の原則である。上記各原則の内容は、後記「OECD8原則と個人情報取扱事業者の義務規定の対応表」中で説明する。

2 個人情報保護法の制定・改正

OECD勧告の影響を受けて、我が国でも、地方公共団体毎に、個人情報保護条例が制定され、1988年に、国の行政機関を対象とする「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」(以下「旧行個法」という。)が制定された。

これに対し、民間部門を対象とする包括的な法律はなく、私人間における個人情報保護は、自主規制に委ねられていた。

ところが、1995年に「EU個人データ保護指令」(以下「EU指令」という。)が制定され、このEU指令には、個人データの第三国への移転は、十分性(当該第三国が十分な保護措置を確保していること)が認定された場合に限って行うことができるとの条項(25条)が定められていた。

加えて、我が国では、この当時、住民基本台帳ネットワークの導入が計画されていたが、その導入に、民間部門での個人情報の規制が条件とされていたことから、2003年に、民間部門を対象とする個人情報保護法(以下「旧個人情報保護法」という。)が制定された。これと相前後し

て、旧行個法の改正が行われ、さらに独立行政法人等個人情報保護法(以下「独個法」という)が制定された。

その後、インターネットの飛躍的な発達により、大量な個人データの蓄積と利用、個人情報のグローバルな流通が生じたことを背景として、2016年にEU一般データ保護規則(GDPR)が制定された。この規則は、適用対象諸国に直接適用されるものであった。このような中で、2021年に個人情報保護法の抜本改正が行われた。

この改正は、旧個人情報保護法、改正旧行個法及び独個法を、個人情報保護法一本に統合し、個人情報保護委員会を置き、同委員会により、民間、行政及び独立行政法人の監視監督を行うというものであった。

3 個人情報保護法の内容

個人情報保護法の民間部門における規制内容は、下記表のとおり、OECD8原則に対応する個人情報取扱事業者の義務として定められている。

「OECD8原則と個人情報取扱事業者の義務規定の対応表」⁸

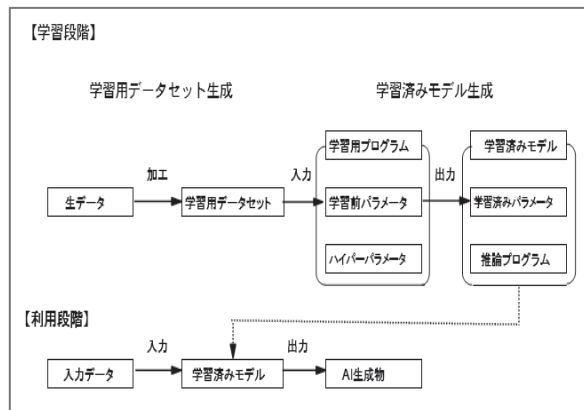
OECD8 原則	個人情報保護法
③目的明確化の原則(収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致すべき)	15条(利用目的をできる限り特定) 16条(利用目的の達成に必要な範囲を超える取扱不可)
④利用制限の原則(データ主体の同意ある場合や法律の規定による場合以外は目的以外に利用してはならない)	23条(本人の同意得ずに第三者提供不可)
①収集制限の原則(適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知または同意を得て収集されるべき)	17条(偽りその他不正手段による取得不可)
②データ内容の原則(利用目的に沿ったもので、	19条(正確かつ最新の内容を保つよ

かつ、正確・完全・最新であるべき)	う努める)
⑤安全保護の原則(合理的安全保護措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護すべき)	20条(安全管理のために必要な措置) 21条(従業員・委託先に対する必要な監督)
⑥公開の原則(データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示するべき)	18条(取得したとき利用目的を通知又は公表) 24条(利用目的を本人の知り得る状態に置く)
⑦個人参加の原則(自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は異議申立てを保障すべき)	25条(本人の求めに応じて保有個人データを開示) 26条(本人の求めに応じて訂正等) 27条(本人の求めに応じて利用停止等)
⑧責任の原則(管理者は諸原則実施の責任を有する)	31条(苦情の適切かつ迅速な処理に努める)

第2 生成AIで個人情報保護法が問題となる局面

I 生成AIの生成・利用過程

生成AIには、「生データ」を加工して「学習用データセット」を作成し、これを「学習用プログラム」に入力して、「学習済みモデル」を生成する開発(学習)段階と、生成された「学習済みモデル」に「入力データ」を入力して、「AI生成物」を出力させる利用段階がある(下図参照)。



例外はあるが、原則的には、学習段階を担う者は、AI 開発者と AI サービス提供者であり、利用段階を担う者は、AI 利用者である。

1 学習段階

(1) 学習段階での生成過程

学習段階では、①クロウリングにより収集したデータや、ユーザやベンダが一次的に取得したデータを「生データ」とし、②これに、欠損値や外れ値の除去、ダミー変数変換等の前処理や、ラベル情報の付加等の別個情報の付加等の変換・加工処理を施して学習用データセットを作成し、③これを「学習前パラメータ」（学習用データセットの中から一定の規則を見出し、その規則を表現するモデルを作成するためのアルゴリズムを実行するプログラム）と「ハイパーパラメータ」（アルゴリズムの挙動を制御する）から成る「学習用プログラム」に入力して、「学習済みパラメータ」（一定の目的のために機械的に調整されたパラメータ）と「推論プログラム」（学習済みパラメータを適用することで、入力に対して一定の結果を出力することを可能にするプログラム）から成る「学習済みモデル」を生成するという作業が行われる（平成30年6月経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン-AI 編-」「第2 AI 技術の解説」3 想定する AI 技術の実用化の過程」）。

(2) 学習段階で生ずる個人情報保護法上の問題

学習段階では、次のような、個人情報保護法上の問題が生ずる。

① 利用目的規制適用の有無

個人情報保護法には、個人情報取扱事業者が、個人情報を取り扱う⁹に当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならない（17条1項）、個人情報を取得した場合は、予め利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知又は公表しなければならない（21条1項）、予め本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない（18条1項）という「利用目的規制」が定められている。

学習用モデルの生成に、「利用目的規制」が適用されるとすると、取得したデータに、個人情報が含まれている場合には、そのデータを使って「学習済みモデル」を生成するに当たって、取得時に特定した利用目的の達成に必要な範囲に、AI モデルの開発を行うことが含まれるのであれば、そのまま、「学習済みモデル」を生成することができるが、これが含まれない場合には、本人の同意を得なければならないことになる。

しかしながら、「学習済みモデル」を生成する過程には、利用目的規制が適用されることはないとする有力説がある（中井杏「AI 開発における学習用データの利用目的と学習済みパラメータの取扱い」NBL1254号46頁（以下「中井論文」という。））、岡田淳・北山昇・小川智史「AI と個人情報・プライバシー」NBL1244号75頁）。

中井論文は、「学習済みモデル」について論じる前に、まず、参考として、「統計情報の作成」について論じ、個人情報から統計情報を作成することも「取扱い」に含まれるから第17条1項に基づき利用目的を特定しなければならない筈だが、『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A（以下「ガイドラインQ&A」という。）2-5は、個人情報を特定の個人を識別することができない態様に統計処理して利用する場合、利用目的として特定する必要があるかという問いに対して、「利用目的の特定は『個人情報』が対象であるため、個人情報に該当しない統計データは対象とな

りません。また、統計データへの加工を行うこと自体を利用目的とする必要はありません。」と回答していることを挙げて、これは、統計データの「特定の個人を識別することができない」という性質に着目して、利用目的を不要とするものであるとする(その理由付けの詳細は脚注 10 参照)。¹⁰

そして、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)3-1-1」が、「統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、法における「個人に関する情報」に該当するものではない」としていることを指摘した上で、「学習済みモデル」についても、「ガイドライン Q&A1-8」が、複数人の個人情報を機械学習の学習用データセットとして用いて生成した学習済みパラメータ(重み係数)は、学習済みモデルにおいて、特定の出力を行うために調整された処理・計算用の係数であり、当該パラメータと特定の個人との対応関係が排斥されている限り、「個人に関する情報」に該当するものではないため、「個人情報」にも該当しないとしていることを指摘し、したがって、出力に至るまでの全過程において、特定の個人との対応関係が排斥された非個人情報である学習済みパラメータを利用するために学習用データを利用するのであれば、利用目的規制の対象外であるとしている。

中井論文に対して、a「学習済みパラメータ」、それに基づいてプロファイリングが行われる等個人(本人に限らない)の評価に用いられる場合がある点で、統計データとは必ずしも同じでないこと、b 令和 2 年改正で導入された「仮名加工情報」(個人情報に含まれる記述の一部を削除する等して、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報)の代表的な利用例として、「機械学習モデル」の「学習用データセット」が想定されたこと、c「学習済みパラメータ」の作成に、利用目的の

特定が不要だとすると、その行為は、第 17 条 1 項の個人情報の「個人情報を取り扱う」ことに該当しないことになり、漏えい等の報告(26 条)や不適正利用の禁止(19 条)のではないかという疑問が出てくるという問題点が指摘されている(中井論文に付加された「曾我部教授からのコメント」NBL1254 号 52 頁)。

「学習済みモデル」生成に、利用目的規制が適用される場合(適用説を取った場合、又は、不適用説でも、出力までの全過程で、特定の個人との対応関係が排斥されていない場合)、利用目的は、最終的に達成しようとする目的を特定すれば足りるが、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(以下「ガイドライン通則編」という。)3-1-1」は、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に特定することが望ましいとし、プロファイリングの事例を念頭に、「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。」「取得した行動履歴等の情報を分析し、信用スコアを算出した上で、当該スコアを第三者へ提供いたします。」との特定の事例を示している。前者は、取得した個人情報を、学習済みモデルで分析する場合、後者は、取得した個人情報を学習用データとして使用する場合を示している。

② 要配慮個人情報の取得

前記 EU 一般データ保護規則(GDPR)は、第 6 条で、個人情報の「取扱い」の適法性の根拠を定めており¹¹、その適法性根拠の一つとして、「同意」を定めている。

これに対して、我が個人情報保護法は、個人情報の「取扱い」に、一般的に、適法性根拠を求めておらず、一定の場合にだけ、本人の同意が必要としている。

その一つが要配慮個人情報であり、第 20 条 2 項で、個人情報取扱事業者は、同項に定められ

た例外の場合を除いては、あらかじめ本人の同意を得ないで要配慮個人情報を取得(「取得」は、「取扱い」の一つ。脚注9参照)してはならないとされている(20条2項)。

要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報である(2条3号)。

生成AIの学習段階では、大量の「生データ」が必要になるため、これを新たに取得する場合には、ウェブで公開されている情報のクロールが行われるが、そこで取得する情報の中に要配慮個人情報が含まれていることは多々あり、これを避けることは容易でない。

その情報が、本人がSNS等で公開したものであったり、国の機関、情報機関等が、ウェブサイトで公開しているものであったりすれば、第20条2項7号の除外事由に該当することになるが、それ以外の除外の事由該当性の判断は難しく、個人情報保護法上は、本人の同意を得ることが必要となる場合が多いであろうが、クロールで収集した個人情報につき、本人に同意を得ることは、実際には不可能に近く、法の形式的な適用は躊躇されるところである。

これに関連して、個人情報保護委員会は、令和5年6月1日付けで、OpenAI, L.L.C. 及び OpenAI OpCo, LLC に対し、個人情報保護法に基づき、注意喚起を行っているが、その中で、あらかじめ本人の同意を得ないで、ChatGPTの利用者及び利用者以外の者を本人とする要配慮個人情報を取得しないよう注意喚起しており、機械学習のために情報を収集することに関する遵守事項として、a 収集する情報に要配慮個人情報が含まれないよう必要な取組を行うこと、b 情報の収集後できる限り即時に、収集した情報に含まれ得る要配慮個人情報をできる限り減少させるための措置を講ずること、c 上記a及びbの措置を講じてもおお収集した情報

に要配慮個人情報が含まれていることが発覚した場合には、できる限り即時に、かつ、学習用データセットに加工する前に、当該要配慮個人情報を削除する又は特定の個人を識別できないようにするための措置を講ずること、d 本人又は個人情報保護委員会等が、特定のサイト又は第三者から要配慮個人情報を収集しないよう要請又は指示した場合には、拒否する正当な理由がない限り、当該要請又は指示に従うことの4点を定めている¹²。

2 利用段階

(1) 利用段階での生成過程

利用段階では、①AI利用者が保有するデータを「入力データ」とし、②これを「学習済みモデル」に入力して、③「AI生成物」としてのデータを出力するという作業が行われる。

(2) 利用段階で生ずる個人情報保護法上の問題

利用段階では、次のような、個人情報保護法上の問題が生ずる。

① 利用目的規制

利用段階では、個人情報を「学習済みモデル」に入力して、データを出力するのに、利用目的規制の適用があることについて、異論はない。

個人情報保護委員会令和5年6月2日作成の「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等について」の「別紙(1) 生成AIサービスの利用に関する注意喚起等」の「(1) 個人情報取扱事業者における注意点」①には、「個人情報取扱事業者が生成AIサービスに個人情報を含むプロンプトを入力する場合には、特定された当該個人情報の利用目的を達成するために必要な範囲内であることを十分に確認すること。」との注意喚起があるが、これは、利用段階における利用目的規制を前提とする注意喚起である。

② 要配慮個人情報の取得

前述のとおり、要配慮個人情報は、第20条2項で、個人情報取扱事業者は、同項に定められた例外の場合を除いては、あらかじめ本人の同意を得ないで取得することができないとされ

ている。

しかしながら、要配慮個人情報に該当しない個人情報を「学習済みモデル」に入力して、プロファイリングにより、「AI 生成物」として、要配慮個人情報を出力させれば、同意を得ないで、要配慮個人情報を入手できることになる。

この場合、AI によるプロファイリングにより、要配慮個人情報を生成することを、第 20 条 2 項の「取得」に当たり、本人の事前の同意がない限り、同条違反を構成するという説(山本龍彦「プライバシーの権利を考える」(信山社 2018)266 頁)と、これを「取得」とすることは、一般的には難しく、実際には、出てきた結果は、第 20 条 2 項の例外で読めてしまうものが多いとする説(宇賀克也―藤原静雄―山本和徳「(鼎談) 個人情報保護法改正の意義と課題」行政法研究 13 号(2016)11 頁藤原発言)がある。

プロファイリングにより出力された情報は、生成 AI による推測に過ぎないが、元々、本人と個人情報の結び付きも、一定の根拠に基づく認定であって、その差は相対的なものに過ぎず、この点で、プロファイリングによる要配慮個人情報の入手への第 20 条 2 項の適用を否定することはできない。ただ、プロファイリングにより出力される個人情報は、精度のかなり低いものまで含まれるのであるが、これが、本人の属性として出力される以上、未だ、本人にとって自己でコントロールする必要のある情報ということができ、要配慮個人情報が他人に入手されることによって、極めて深刻な利益侵害が生じ得ることも考え併せれば、この場合も、第 20 条 2 項の適用があると考えるのが相当であろう。

なお、プロファイリングにより生成されるのが、本人の信条等、不当な差別、偏見を生じさせる個人情報を含む記述であっても、その個人情報が、本人の属性でなく、それを推定させる事実に残る場合には、第 20 条 2 項の問題は生じない。ガイドライン Q&A1-27 は、そのことを示している。

③ 第三者提供規制

個人情報保護法第 27 条 1 項は、個人情報取扱業者が、個人データを第三者に提供する場合には、同項の定める除外事由に該当する場合を除き、あらかじめ、本人の同意を得ることが必要であるとする。

利用段階では、プロンプトとして入力された個人データが、機械学習に利用される場合には、それが新たに「学習用データセット」に組み込まれることによって、AI サービス提供者に「提供」されることになる。

個人情報保護委員会令和 5 年 6 月 2 日作成の「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等について」の「別紙(1) 生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等」の「(1) 個人情報取扱事業者における注意点」②は、「個人情報取扱事業者が、あらかじめ本人の同意を得ることなく生成 AI サービスに個人データを含むプロンプトを入力し、当該個人データが当該プロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われる場合、当該個人情報取扱事業者は個人情報保護法の規定に違反することとなる可能性がある。そのため、このようなプロンプトの入力を行う場合には、当該生成 AI サービスを提供する事業者が、当該個人データを機械学習に利用しないこと等を十分に確認すること。」と注意喚起しているが、それは、このことを言っているものと考えられる。

なお、ガイドライン Q&A7-53 では、個人情報取扱事業者がクラウドサービスを利用している場合、クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっているときには、当該個人情報取扱事業者は個人データを提供したことにはならず、本人の同意を得る必要はないとしている。

第 3 章 AI と不正競争防止法

1 総論

(1) 不正競争防止法は、事業者間の公正な競争等を確保するため、不正競争の防止及び不正

競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もっても国民経済の健全な発展に寄与することを目的としており（1条）、「不正競争」となる様々な行為を定義している（2条）。不正競争によって営業上の利益を侵害され又はそのおそれがある場合には差止請求権（3条）、故意又は過失により不正競争を行って営業上の利益を侵害した場合には損害賠償請求権（4条以下、また故意又は過失により不正競争を行って営業上の信用を害された場合には信用回復の措置請求（14条）など民法上の不法行為の特別法として定められている。

（2）生成AIとの関係では、生成段階と利用段階とに分けて検討する必要があるが、他の事業者との問題になるのは主に利用段階と思われる。そこで、生成AIの利用段階として思われる4つの「不正競争」行為について検討していく。

2 形態模倣商品の提供行為（2条1項3号）

（1）「他人の商品の形態を模倣」した商品の譲渡等をする行為を「不正競争」として禁止されている（同号）。

（2）「商品の形態」とは、「需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識できる、商品の外部及び内部の形状並びに形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感」を言うと言われている（同条4項）。これに関して、ソフトウェアが「商品」に当たるとしたうえで、ソフトウェアを操作して表示される画面の形状、模様、色彩等は「形態」に当たり得るとした判示がある（東京地判H30.8.17）。そのため、AIが生成したソースコードに基づいて作成したソフトウェアやWebサイトの表示について、それが模倣するものであれば不正競争として禁止される行為となる。

また、生成AIを用いて他者の製品自体の形態を模倣するものであれば、同様の禁止行為となる。

（3）「模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう（同条5項）。この依拠性につ

いては、著作権法と同様の問題となる。

この依拠性については、人自らがソフトウェア等の表示等の商品を作るときは、依拠するものがあるかどうか当然認識することができるが、生成AIを利用する場合には、そもそも依拠するものの内容が分からないばかりか、実質的同一性の判断もしようがない状況にある。それゆえ、生成AIを利用したソフトウェア等の表示等の商品が知らないうちに模倣してしまい、不正競争としての禁止行為に抵触してしまっていることが十分想定される。

この依拠性の認識の有無・程度といった主観的要件について見解が分かれると思われるが、「不正競争」の定義の仕方からすると、基本的には主観要件は想定されていないと考えられ、著作権法における依拠性の考え方と必ずしも合わせる必要はなく、依拠性の認識は不要であると考ええる。形態模倣商品の提供行為をした者が、損害賠償や措置回復の責任を負うかは故意又は過失が必要となるので、行為者の主観性はここで検討されるべきである。もっとも、生成AIをどのように利用した場合に過失が認められるかについて、事例判断によるが、生成AIが膨大なデータ量から既存商品を模倣した可能性が考えられるところ、この可能性をもって直ちに過失を認めることは難しいと思われる。

（4）生成AIを利用した商品については、事業として譲渡等をする場合には特に注意が必要である。一方で、生成AIを活用した商品開発を抑制する働きになってしまう。現在、「生成AIを巡る競争」について公正取引委員会が検討を始めたところである（令和6年10月、ディスカッションペーパー）。

3 「営業秘密」の侵害（2条1項4号ないし10号）

（1）窃取等の不正の手段によって営業秘密を取得し、自ら使用し、もしくは第三者に開示する行為等は、「不正競争」として禁止されている。

（2）「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有

用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいい(同条6項)、秘匿されるべき営業上の秘密が保護されている(①秘密管理性、②有用性、③非公知性)。

(3) 生成AIとの関係では、例えば、管理権限のない従業員が営業秘密の情報を生成AIに入力をして利用する場合が想定される。そのように生成AIの利用がされると入力された情報(営業秘密)が蓄積されていて、他人が生成AIを利用した際にその営業秘密である情報を知ってしまうことになる。

(4) このような場合、従業員が秘密情報を生成AIに入力して利用した時点で、①秘密管理性が失われると指摘されることもあるが、この要件は管理の問題であって従業員の問題行為によって直ちに秘密管理性が失われることにはならないと考える。また、③非公知性については、他人が生成AIを通じて営業秘密を知ることになるので公知になると考えられるが、生成AIにより作成されたもの又はその一部が営業秘密であるかどうかは判別が難しいことを考えると直ちに公知になるとは言いきれないと思われる。

ここでの問題は、営業秘密が窃取等の「不正の手段」によって取得されて、第三者に開示する行為等が不正競争とされているのであるから、従業員が誤って生成AIに営業秘密を入力して利用し、その後に生成AIを利用した他人が営業秘密を知ることになり利用したとしても、その過程には窃取等の不正の手段はない。そのため、結果として「不正競争」に当たらず、不正競争防止法上の差止請求等はできないことになると考えざるを得ないであろう。

これについては、生成AIを活用した競争が想定される以上、立法による対応等が期待される。

(5) 実際の対処としては、事業者内の営業秘密の取り扱いを厳格にして、生成AIの利用がされないようにするか、生成AIを利用した際に情報(営業秘密)が蓄積されない方法にして

おく必要がある。

4 誤認惹起行為(2条1項20号)

(1) 商品・役務又はその広告等に、その原産地、品質・質、内容等について誤認させるような表示をする行為、またはその表示をした商品を譲渡等する行為は、「不正競争」として禁止されている。

(2) 例えば、地域とは何ら関係がないのに原産地の名称が商品名に使われている場合、実際には入っていない原材料が入っているかのような表示されている場合などがある。

生成AIを利用した場合、知らずにこのような誤認を惹起させる内容になっていてそのまま商品に表示したり、またはその表示された商品を譲渡等したりすると、不正競争として違反となる。

(3) 当然であるが、生成AI自体は、誤認惹起にあたるかどうかの判断はしないのであるから、利用する側が十分に気をつけなければならない。また、誤認惹起行為は、表示の問題であるから、利用者はその表示を認識することができるのであって、生成AIが作成したことをもって責任を免れる理由とはならないはずである。

5 信用毀損行為(2条1項21号)

(1) 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、または流布する行為は、「不正競争」として禁止されている。

(2) 「競争関係」とは、双方の営業につき、その需要者又は取引者を共通にする可能性があることで足りる。なお、非競争者間での誹謗行為等は、一般不法行為の問題となりうる。また、「他人」とは、他人の名称自体が明示されていなくても、告知等の内容および、業界内の情報等から、告知の相手方において「他人」が誰を指すのか理解できれば足りる。

(3) 生成AIを利用したところ、競争関係に他人の営業上の信用にかかわる内容が含まれている場合には、利用者にはその内容が虚偽であるかの判断は一見困難であるから、そのまま対

外的に表示する告知等に十分気をつけなければならない。

これに関して、生成 AI が作成した虚偽事実を含む内容を真実であると信じて告知等をした場合に、責任を免れることができるかが問題となり得る。生成 AI は必ずしも真実の内容を作成するとは限らず、生成 AI 自体に虚偽内容を排除するプログラムがされているわけではないことを考えると、社会通念の観点からして、生成 AI による作成をもって信じるに相当な理由があるとは言えないと考える。したがって、生成 AI をもって責任を免れるのはかなり難しいはずである。

¹ (参考) 文化庁著作権課「令和5年度著作権セミナー AIと著作権」(R5.6)

² 文化庁著作権課「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方(著作権法30条の4、47条の4及び47条の5関係)」R1.10.24

³ 上記9頁第9問

⁴ 文化庁「著作権審議会 第2小委員会(コンピュータ関係) 報告書」S48.6

⁵ 文化庁「著作権審議会 第9小委員会(コンピュータ創作物関係) 報告書」H5.11

⁶ 知的財産戦略本部「次世代知財システム検討委員会報告書」H28.4

⁷ 知的財産戦略本部「新たな情報財検討委員会報告書」H29.3

⁸ 内閣府国民生活局個人情報保護推進室作成「個人情報の保護に関する法律」説明資料5

⁹ GDPR第4条2項には、『『取扱い』とは、自動的手段によるか否かを問わず、収集、記録、編集、構成、記録保存、修正若しくは変更、検索、参照、使用、送信による開示、配布、又は、それら以外に利用可能なものとする、整理若しくは結合、制限、消去若しくは破壊のような、個人データ若しくは一群の個人データに実施される業務遂行又は一群の業務遂行を意味する。』と定められている。

¹⁰ 中井論文は、その理由を、①ガイドラインQ&A公表前にあった『『個人情報の保護に関する法律』についての経済分野を対象とするガイドライン』等に関するQ&Aは、ガイドラインQ&A2-5と同様の問題について、同様の回答をするのに、「最終的な利用目的を特定すれば足りる」、「統計データへの加工の過程を特定す

る必要はない」と明言していたが、ガイドラインQ&A2-5では、そのような文言がなくなったこと、②Aという目的で統計データを作った後、その統計データをBの目的で利用する場合に、Bを利用目的として特定することは義務付けられておらず、当初のAだけ利用目的として特定しなければならないとすることは、個人情報保護法第1条の「個人の権利利益を保護すること」との関係で合理性がないこと、以上の2点から、ガイドラインQ&A2-5において、統計データへの加工を行うこと自体を利用目的とする必要がないとされているのは、最終的な利用目的を特定すれば足りるからではなく、統計データの性質自体に着目したものであると説明している。

¹¹ 前記EU一般データ保護規則(GDPR)では、第6条で、取扱いの適法性の根拠として、同意、契約の履行又は締結前のデータ主体の要求に際しての手段、管理者の法的義務の遵守、データ主体又は他の自然人の生命に関する利益保護、公共の利益又は管理者に与えられた公的な権限の行使における職務の遂行、管理者によって、又は、第三者によって求められる正当な利益前記EU一般データ保護規則(GDPR)では、第6条で、取扱いの適法性の根拠として、同意、契約の履行又は締結前のデータ主体の要求に際しての手段、管理者の法的義務の遵守、データ主体又は他の自然人の生命に関する利益保護、公共の利益又は管理者に与えられた公的な権限の行使における職務の遂行、管理者によって、又は、第三者によって求められる正当な利益

¹² 個人情報保護委員会作成令和5年6月2日付け「OpenAIに対する注意喚起の概要」

専門実務研究会 1～18号 論文一覧(研究会別)

研究会名	掲載号	タイトル	執筆者
倒産法研究会 (総掲載数 2本)	2号	破産管財人の担保価値維持義務と善管注意義務	前田 康行
	18号	家族法と倒産手続き－離婚と財産分与に焦点をあてて－	毛塚 衛
マンション法研究会 (総掲載数 16本)	1号	マンションの管理組合総会の手続と実務上の諸問題	三品 篤／河住 志保
	2号	マンション管理組合の当事者能力、管理規約の成立要件	田上 尚志
	3号	区分所有法上の「特定承継人」の責任	堀之内 和英
	4号	管理費滞納と区分所有法59条に基づく競売請求	藤田 章弘
	5号	不在組合員に対する負担金賦課の適法性	波田野 馨子
	6号	マンション標準管理規約の改正と検討課題	若林 大介
	7号	団地に関する一考察	松田 道佐
	8号	マンションの給水管等の更新に関する諸問題	濱田 卓
	9号	「特別の影響」に関する一考察	佐々木 好一
	10号	マンションの共用部分等について生じた不当利得返還請求権の行使について―平成27年9月18日最高裁第二小法廷判決―	小平 展洋
	11号	マンションの敷地に関する2つの事例	濱田 卓
	12号	マンションにおける民泊に関する諸問題	水野 博之／濱田 卓
	13号	管理組合が保管する書類の閲覧・謄写請求に関する一考察	濱田 卓
	14号	配偶者居住権とマンションにおける管理費等支払義務	佐藤 元
	16号	マンションの共用部分から生じた損害に関する責任 ―給排水管からの漏水に関する管理組合の責任とその拡大を中心にして―	佐藤 元
	18号	「区分所有法制の改正に関する中間試案」に対する神奈川県弁護士会の意見書	林 薫男／渡邊 拓／田中 宗一郎／中野 智一郎／坂本 学／濱田 卓／佐藤 元
知的財産法研究会 (総掲載数 12本)	2号	「用途発明」に関する考察	中道 徹
	3号	営業秘密入門	中道 徹
	4号	特許侵害訴訟提起の前に	中道 徹
	5号	国際取引における契約締結上の過失責任の準拠法 ―cic責任の法性決定と送致範囲の画定について―	田野 賢太郎
	6号	特許権の存続期間の延長登録出願を巡る最近の判例と審査基準の改訂 ～「パシーフカプセル30mg」事件を中心に～	中道 徹
	7号	通商交渉を契機とする新たな知的財産保護立法をめぐる考察：我が国における地理的表示（GI）保護制度の検討に係る考慮事項 ―WTO紛争解決事例（DS174/DS290）から得られる示唆を踏まえて―	田中 佐知子
	7号	プロダクト・バイ・プロセス・クレームの解釈 ～揺らぐ物の発明の意義～	中道 徹
	8号	秘密保持契約についての若干の考察	田野 賢太郎
	10号	弁護士之眼・弁理士之眼 ～横浜弁護士会知的財産法研究会と日本弁理士会・関東支部・神奈川県委員会との合同研究会成果報告～	大堀 健太郎／岡田 健太郎／亀井 文也／中道 徹／佐久間 重吉／保科 敏夫／青木 充／樋口 正樹
	11号	職務発明と労働法規制についての一考	岡田 健太郎
	12号	パブリック・ドメインと商標権に関する一考察	引地 麻由子
	16号	有名野球選手のサインの偽造・販売と不正競争防止法	石原 知
会社法研究会 (総掲載数 9本)	1号	新会社法と監査役・監査委員会制度 ―効果的な経営監視機能の強化の観点から―	高橋 理一郎
	2号	種類株式とその活用について	北島 美樹
	2号	敵対的買収防衛策導入にあたっての若干の法的考察 ―いわゆる事前警告型防衛策を中心として―	高橋 理一郎／西村 将樹
	3号	事業承継の諸問題	高橋 理一郎／飯島 俊／紺野 晃男／新開 崇弘／中村 真由美
	4号	企業秘密の保持と契約法―実務上の観点からの若干の考察―	高橋 理一郎／紺野 晃男／佐藤 麻子
	6号	コンプライアンスの理念と弁護士の役割	橋本 吉行／岡田 健一／河野 雄太
	9号	新株発行の無効の訴えにおける無効事由について	芳賀 良(横浜国立大学教授)
	15号	株式譲渡承認請求に係る諸問題	前田 康行
	18号	会社の解散と清算	毛塚 衛
金融取引法研究会 (総掲載数 3本)	1号	「不招請勧誘の禁止」とその効用	石戸谷 豊
	2号	損失補てんを巡る諸問題	武井 共夫
	7号	金融商品訴訟における適合性原則と説明義務	浅川 壽一
不動産法研究会 (総掲載数 18本)	1号	登記法の改正と実務上の諸問題	立川 正雄
	2号	借地の諸問題	立川 正雄／及川 健一郎／関戸 淳平／横山 宗祐／篠田 貴和／小木 正和／野竹 秀一／原田 満
	3号	借地の諸問題(その2)	立川 正雄／及川 健一郎／関戸 淳平／横山 宗祐／篠田 貴和／小木 正和／野竹 秀一／原田 満
	4号	不動産売買と破産・民事再生・会社更生手続	立川 正雄／関戸 淳平／及川 健一郎

研究会名	掲載号	タイトル	執筆者
不動産法研究会 (総掲載数 18本)	5号	不動産賃貸借と破産・民事再生・会社更生	立川 正雄／原田 満／川村 健二
	6号	地震災害における不動産法務	立川 正雄／及川 健一郎／篠田 貴和／ 小木 正和／野竹 秀一／原田 満／久保 豊／川村 健二／西内 洋人
	7号	サブリース契約による賃貸管理	立川 正雄／及川 健一郎
	8号	消費者契約法と不動産取引(その1)	立川 正雄／及川 健一郎
	9号	消費者契約法と不動産取引(その2)	立川 正雄／及川 健一郎
	10号	マイナンバーと不動産取引	立川 正雄／及川 健一郎／高梨 翔太
	11号	宅地建物取引業法の諸問題(その1)	立川 正雄／及川 健一郎／篠田 貴和／ 野竹 秀一／高梨 翔太
	12号	宅地建物取引業法の諸問題(その2)	立川 正雄／及川 健一郎／川村 健二／ 山岸 龍文／帶 慎太郎／高梨 翔太／金 島 悠太
	13号	土地区画整理事業の諸問題	及川 健一郎／高梨 翔太／金島 悠太
	14号	共有不動産の諸問題	立川 正雄／及川 健一郎／高梨 翔太／ 金島 悠太
	15号	新型コロナウイルス感染症と賃料減免の諸問題	及川 健一郎／野竹 秀一／金島 悠太
	16号	土地の使用貸借契約の諸問題	及川 健一郎／金島 悠太
	17号	休眠抵当権の抹消に関する諸問題	及川 健一郎／金島 悠太
	18号	建替費用の損害賠償と損益相殺	及川 健一郎
遺言・相続研究会 (総掲載数 1本)	9号	非嫡出子相続分規定の違憲決定による実務的な影響 ー平成25年9月4日最高裁大法廷決定ー	海江田 誠
家族法研究会 (総掲載数 5本)	5号	不貞慰謝料 夫婦の一方と不貞をした第三者は、他方配偶者に対し、不法行為責任を負うか	川島 志保／中村 真由美
	6号	面会交流実現のための代理人の仕事	川島 志保／中村 真由美
	7号	養育費・婚姻費用の算定	川島 志保／中村 真由美
	10号	子の監護に関する処分の一事例	中村 真由美
	18号	親子関係の存否を前提問題として審理判断することができる場合	中村 真由美
IT法研究会 〔旧：インターネット法律研究会〕 (総掲載数 9本)	3号	プロバイダ責任制限法による発信者情報開示の現状と課題	内山 浩人
	5号	情報漏洩問題における管理者責任判断の枠組み	三浦 靖彦
	7号	クラウドを巡るいくつかの法的問題に関する若干の考察	飯田 直久／三浦 靖彦／遠藤 政尚／中 野 智昭
	9号	インターネットや電子データを利用した犯罪に関する考察	栗野 庸司
	11号	「忘れられる権利」と近時の裁判例の動向	内山 浩人
	14号	インターネットを巡る法制度の概要と動向	山辺 直義／内山 浩人／大谷 優樹／畔 柳 秀勝／田中 総一郎／遠藤 政尚／坂 本 真史／飯田 直久／栗野 庸司
	15号	リツイートを中心とするSNS投稿の法律問題	飯田 直久／本田 正男／遠藤 政尚／内 山 浩人／木村 俊樹／坂本 真史
	17号	インターネット上の誹謗中傷における法制度の動向 ～プロバイダ責任制限法改正、侮辱罪の罰則化～	飯田 直久／内山 浩人／佐藤 隆志／遠 藤 政尚
行政法研究会 (総掲載数 6本)	19号	生成AIの法律問題	飯田 直久／内山 浩人／遠藤 政尚／川 添 利賢／佐藤 隆志
	4号	住民訴訟の諸問題 ー全国都道府県議会議員野球大会をめぐる判例を素材にー	上平 加奈子／川島 明子／佐久間 重吉 ／中村 真由美／中村 律夫／本間 豊／ 森田 明
	5号	学校における懲戒権行使の実務的考察 ーグラビアアイドル退学処分事件を題材にー	野澤 哲也
	6号	高齢者虐待防止法第9条第2項「やむを得ない措置」の法的性質	中村 真由美
	8号	建築確認において、建築主事等が負う職務上の法的義務について	中村 真由美
	12号	行政不服審査法の手続にかかる問題	中村 真由美
	19号	生活保護法第77条の2にかかる検討	中村 真由美
独占禁止法研究会 (総掲載数 13本)	1号	独禁法違反の処理手続と民事訴訟手続の現状	鈴木 満
	2号	不公平な取引方法に関する事例研究	浦田 修志／畑中 隆爾
	3号	課徴金事件の判審決における争点の整理	鈴木 満
	4号	平成21年度独禁法改正の概要と課題	鈴木 満
	5号	高まる独禁法・下請法リスク ー生産部門の下請法リスク・仕入部門の独禁法リスクを中心にー	鈴木 満
	6号	大規模小売業者の優越的地位の濫用への初の課徴金賦課 ー山陽マルナカ独禁法違反事件ー	鈴木 満
	7号	日本の課徴金減免制度の現状と特徴	鈴木 満
	8号	独占禁止法の「域外適用」の現状と課題 ー主要事例の検証を踏まえてー	鈴木 満
	9号	下請企業の利益を保護する下請代金支払遅延等防止法	鈴木 満
	10号	独占禁止法24条の現状と課題	田鍋 智之
	11号	独占禁止法審査手続に関する指針について	島津 圭吾
	13号	独占禁止法審査手続と「秘匿特権」	加藤 正太

研究会名	掲載号	タイトル	執筆者
独占禁止法研究会 (総掲載数 13本)	16号	EU及びその加盟国における下請取引及び優越的地位濫用に対する規制の現状	鈴木 雄大
債務者の権利研究会 〔旧：商工ローン研究会〕 (総掲載数 10本)	3号	商工ローン研究会の歩みと利息制限法潜脱との戦い	荏原 洋子
	4号	充当に関する最高裁の軌道修正 ー議論の混乱を整理するためにー	荏原 洋子
	5号	充当に関する「原則に戻った再整理」 ー議論の混乱終息へー	荏原 洋子
	6号	保証人被害根絶に向けて金融庁の監督指針を活かそう!横浜商工ローン研究会の弁護士団事件の結末など	荏原 洋子
	7号	43条厳格解釈の歴史と取締役責任訴訟の現状 最高裁平成24年9月28日弁論の意義 その他、実務に役立ついくつかの情報について	荏原 洋子
	8号	残された課題は遅延損害金と上限金利の引下げ ー利息制限法制定時の議論とその後の法改正国民主権を破壊するTPPのISDS条項	荏原 洋子
	9号	「よりよい民法改正のため」から「民法体系の総入れ替え反対」へ ー特に、第三者個人保証についてー	荏原 洋子
	11号	「借金から脱出する権利」の確立に向けて 問題は多重債務から過重債務へ 利息制限法上限金利引下実現全国会議の9年間の成果から	荏原 洋子
	13号	保証被害根絶に向けて ーこれまでを振り返り、これからを考えるー	荏原 洋子
	16号	制限超過支払いの充当の歴史と基本・最高裁に原点の確認を求めよう&最近の債務の消滅時効問題	荏原 洋子
環境法実務研究会 (総掲載数 5本)	2号	ごみ処理の広域化とゼロ・ウェイスト政策	岩橋 宣隆
	4号	我が国における外来生物対策の現状と展望	小倉 孝之
	5号	わが国の治水のあり方について	宮澤 廣幸
	6号	北川湿地事件報告 ー身近な自然を守ることの難しさー	小倉 孝之
	11号	神奈川の林地・緑地保全と開発	幸 裕子／小倉 孝之／大森 望／畑中隆爾／新倉 武／宮澤 廣幸／大島 正寿／鈴木 洋平
債権回収研究会 (総掲載数 1本)	7号	「預金額最大店舗指定方式」による債権差押命令申立てについての一考察	北嶋 祐介／砂子 昌利
交通事故損害賠償研究会 (総掲載数 6本)	6号	交通事故損害賠償における労災保険給付と損害の填補	常磐 重雄
	8号	脳外傷による高次脳機能障害の訴訟上の認定方法に関する考察	伊藤 武洋
	9号	脳脊髄液減少症の診断基準と裁判例の分析 ー厚生労働省の中間報告と横浜地方裁判所平成24年7月31日判決を契機としてー	天野 康代／狩倉 博之／神足 嘉穂／坂本 真史／杉原 弘康／鈴木 亮／中野 智昭／三浦 靖彦／山本 紘太郎／吉田 瑞穂
	11号	交通事故損害賠償における介護保険給付をめぐる諸問題について ー将来介護費用の公平な分担を中心にー	常磐 重雄
	12号	交通事故における社会保障制度をめぐる諸問題	黒江 卓郎／榊 研司／鈴木 亮／松原 雄輝
	13号	家事の分担がある場合の逸失利益性	海江田 誠
スポーツ法研究会 (総掲載数 11本)	9号	スキー場における安全管理の在り方について	徳田 暁／松原 範之
	10号	スポーツ事故における武道・格闘技の理解と判例	濱田 玄樹／阿部 新治郎
	11号	高齢者登山における健康状態把握義務と申出責任についての一考	山本 紘太郎
	12号	「これで防げる学校体育・スポーツ事故」シンポジウム報告 ーゴール転倒・組立体操・ムカデ競争の事故から子供達を守るー	松原 範之／阿部 新治郎
	13号	シンポジウム「これで防げる学校体育・スポーツ事故」報告 ー繰り返されるブール事故から子ども達を守るー	徳田 暁／飯島 俊／松原 範之／阿部 新治郎
	14号	シンポジウム「これで防げる学校体育・スポーツ事故」報告 ー繰り返される跳び箱事故から子ども達を守るー	松原 範之／阿部 新治郎／濱田 玄樹／大川 雄矢
	15号	2020関東弁護士会連合会シンポジウム報告 「スポーツにおける公正性・公平性の実現のために ー障害者スポーツ、不祥事対応を題材としてー」	飯島 俊／松原 範之／阿部 新治郎／三輪 渉
	16号	スポーツ競技者同士の競技事故における不法行為責任の裁判例考察	飯島 俊／松原 範之／阿部 新治郎
	17号	マリンスポーツにおける水生生物採捕に関する法律問題	飯島 俊
	18号	1 スポーツ指導の現場で発生しがちなトラブルを防止・解決するための ヒントを法律の専門家の立場から解説 ースポーツ現場での発言について、紛争防止のために指導者が気を 付けるべきことー	井上 浩平／清水 基弘
情報問題対策委員会 (総掲載数 13本)	3号	弁護士業務と個人情報保護制度に関する判例と実務の動向	松田 道佐／飯田 伸一／佐藤 直大／前田 一／三嶋 健／杉本 朗／森田 明
	4号	情報公開条例における文書不存在に関する横浜市審査会答申の検討	前田 一／飯田 伸一／佐藤 直大／松田 道佐／森田 明

研究会名	掲載号	タイトル	執筆者
情報問題対策委員会 有志 (総掲載数 13本)	5号	個人情報保護をめぐる損害賠償にかかる最近の裁判例	飯田 伸一／小口 千恵子／前田 一／宮崎 裕子／森田 明／安永 佳代
	7号	情報公開請求及び個人情報保護をめぐる最近の判例	飯田 伸一／中野 智昭／勝山 勝弘／笠間 透／宮崎 裕子
	8号	情報公開請求及び個人情報保護をめぐる最近の判例(2)	飯田 伸一／梅村 嘉久／中野 智昭／笠間 透／福田 英訓
	9号	個人情報保護をめぐる最近の判例	小野 浩奈／中野 智昭／松田 道佐／笠間 透／飯田 伸一
	10号	情報公開請求及び個人情報保護をめぐる最近の判例(3)	齋藤 宙也／森田 明／福田 英訓／中野 智昭／飯田 伸一
	11号	情報公開の差し止め—逆FOIAの実情—	森田 明／中野 智昭／山辺 直義／福田 英訓／筒井 聡美
	12号	地方公共団体における公文書管理—審査会答申等から見る問題点と公文書管理条例のあり方—	森田 明
	13号	弁護士会照会をめぐる裁判例の研究	飯田 伸一／筒井 聡美／齋藤 宙也／福田 英訓／森田 明
	14号	地方公共団体における情報公開等不服申立てを巡る問題点	森田 明
	16号	地方公共団体の個人情報保護に関する審議会の実情と今後～令和3年個人情報保護法改正を踏まえて	森田 明
	19号	令和3年個人情報保護法改正に基づく条例改正後の地方公共団体の個人情報に関する審議会の実情と問題点	森田 明
刑事弁護センター運営委員会 有志 (総掲載数 1本)	10号	身体拘束に対する裁判所の意識の変化と弁護活動について	齋藤 守／彦坂 幸伸
司法制度委員会 有志 (総掲載数 1本)	12号	民法(債権法)改正の重要論点について	飯島 奈津子／石原 隆／小山 泰史(上智大学教授)／野田 和裕(広島大学教授)／林 薫男／飛田 憲一／宮澤 俊昭(横浜国立大学教授)／山野 健一郎／山本 寛／渡邊 拓(横浜国立大学教授)
空き家問題対策検討WT 有志 (総掲載数 1本)	12号	空家等対策の推進に関する特別措置法の概要と神奈川県弁護士会及び神奈川県内自治体の空家等対策の状況	中野 和明／坂本 正之／苑田 浩之／大川 宏之／小林 俊介／酒井 裕香／田中 恒司
個人 (総掲載数 16本)	3号	2項道路の今日的課題を考える—最高裁平14.4.12 判決後の実務を中心として—	清水 規廣
	4号	最近の地方自治法改正—地方議会議員の法的位置付けをめぐる—	仁平 信哉
	5号	周辺住民による完成直前のマンション建築確認取消判決(最高裁で確定) 補論 行訴法3条6項義務付け訴訟裁判	川上 英一
	5号	大量増員時代の弁護士をとりまく現状と課題に関する若干の考察—米国弁護士との比較的視点を交えて—	高橋 理一郎／佐藤 麻子
	5号	裁判員裁判の実際	妹尾 孝之
	6号	【特別寄稿】弁護士の業務領域拡大に関する小考	李 載鎮
	6号	弁護士による被害者支援について	武内 大徳
	6号	裁判員裁判における情状弁護	齋藤 守／妹尾 孝之
	7号	損害賠償命令とその民事訴訟移行について	大澤 晶子
	7号	刑事弁護活動と国家賠償請求事件に関する報告	深澤 詩子
	8号	改定入管法における在留資格取消制度 主に日本人の配偶者等の在留資格について	飯田 学史
	8号	不動産取引への消費者契約法の適用—主に事業者の立場から—	二川 裕之
	9号	情報公開法等に基づく決定における理由提示をめぐる問題—内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申から—	森田 明
	9号	人身取引被害の民事的救済	尾家 康介
	10号	不動産賃貸借に基づく動産の先取特権を活用した悪質な賃借人からの早期な建物明渡しの検討	鈴木 洋平
	11号	虐待が疑われる乳幼児頭部外傷について、法的観点からの考察	中野 智昭

専門実務研究会 1～18号 論文一覧(号数別)

号数	掲載順	タイトル	執筆者
1号	1	マンションの管理組合総会の手続と実務上の諸問題	三品 篤／河住 志保(マンション法研究会)
	2	「不招請勧誘の禁止」とその効用	石戸谷 豊(金融取引法研究会)
	3	新会社法と監査役・監査委員会制度 －効果的な経営監視機能の強化の観点から－	高橋 理一郎(会社法研究会)
	4	独禁法違反の処理手続と民事訴訟手続の現状	鈴木 満(独占禁止法研究会)
	5	登記法の改正と実務上の諸問題	立川 正雄(不動産法研究会)
2号	1	マンション管理組合の当事者能力、管理規約の成立要件	田上 尚志(マンション法研究会)
	2	破産管財人の担保価値維持義務と善管注意義務	前田 康行(倒産法研究会)
	3	損失補てんを巡る諸問題	武井 共夫(金融取引法研究会)
	4	種類株式とその活用について	北島 美樹(会社法研究会)
	5	敵対的買収防衛策導入にあたっての若干の法的考察 －いわゆる事前警告型防衛策を中心として－	高橋 理一郎／西村 将樹(会社法研究会)
	6	不公平な取引方法に関する事例研究	浦田 修志／畑中 隆爾(独占禁止法研究会)
	7	ごみ処理の広域化とゼロ・ウェイスト政策	岩橋 宣隆(環境法研究会)
	8	「用途発明」に関する考察	中道 徹(知的財産法研究会)
	9	借地の諸問題	立川 正雄／及川 健一郎／関戸 淳平／横山 宗祐／篠田 貴和／小木 正和／野竹 秀一／原田 満(不動産法研究会)
3号	1	課徴金事件の判審決における争点の整理	鈴木 満(独占禁止法研究会)
	2	区分所有法上の「特定承継人」の責任	堀之内 和英(マンション法研究会)
	3	プロバイダ責任制限法による発信者情報開示の現状と課題	内山 浩人(インターネット法律研究会)
	4	弁護士業務と個人情報保護制度に関する判例と実務の動向	松田 道佐／飯田 伸一／佐藤 直大／前田 一／三嶋 健／杉本 朗／森田 明(情報問題対策委員会志)
	5	借地の諸問題(その2)	立川 正雄／及川 健一郎／関戸 淳平／横山 宗祐／篠田 貴和／小木 正和／野竹 秀一／原田 満(不動産法研究会)
	6	営業秘密入門	中道 徹(知的財産法研究会)
	7	2項道路の今日的課題を考える －最高裁平14.4.12 判決後の実務を中心として－	清水 規廣
	8	商工ローン研究会の歩みと利息制限法潜脱との戦い	荏原 洋子(商工ローン研究会)
	9	事業承継の諸問題	高橋 理一郎／飯島 俊／紺野 晃男／新開 崇弘／中村 真由美(会社法研究会)
4号	1	管理費滞納と区分所有法59条に基づく競売請求	藤田 章弘(マンション法研究会)
	2	情報公開条例における文書不存在に関する横浜市審査会答申の検討	前田 一／飯田 伸一／佐藤 直大／松田 道佐／森田 明(情報問題対策委員会志)
	3	不動産売買と破産・民事再生・会社更生手続	立川 正雄／関戸 淳平／及川 健一郎(不動産法研究会)
	4	充当に関する最高裁の軌道修正 －議論の混乱を整理するために－	荏原 正道(商工ローン研究会)
	5	最近の地方自治法改正 －地方議会議員の法的位置付けをめぐる－	仁平 信哉
	6	企業秘密の保持と契約法 －実務上の観点からの若干の考察－	高橋 理一郎／紺野 晃男／佐藤 麻子(会社法研究会)
	7	特許侵害訴訟提起の前に	中道 徹(知的財産法研究会)
	8	住民訴訟の諸問題 －全国都道府県議会議員野球大会をめぐる判例を素材に－	上平 加奈子／川島 明子／佐久間 重吉／中村 真由美／中村 律夫／本間 豊／森田 明(行政法研究会)
	9	平成21年度独禁法改正の概要と課題	鈴木 満(独占禁止法研究会)
	10	我が国における外来生物対策の現状と展望	小倉 孝之(環境法実務研究会)
5号	1	高まる独禁法・下請法リスク －生産部門の下請法リスク・仕入部門の独禁法リスクを中心に－	鈴木 満(独占禁止法研究会)
	2	不在組合員に対する負担金賦課の適法性	波田野 馨子(マンション法研究会)
	3	個人情報保護をめぐる損害賠償にかかる最近の裁判例	飯田 伸一／小口 千恵子／前田 一／宮崎 裕子／森田 明／安永 佳代(情報問題対策委員会志)

号数	掲載順	タイトル	執筆者
5号	4	国際取引における契約締結上の過失責任の準拠法 —cic責任の法性決定と送致範囲の画定について—	田野 賢太郎(知的財産法研究会)
	5	不動産賃貸借と破産・民事再生・会社更生	立川 正雄／原田 満／川村 健二(不動産法研究会)
	6	周辺住民による完成直前のマンション建築確認取消判決(最高裁で確定) 補論 行訴法3条6項義務付け訴訟裁判	川上 英一
	7	情報漏洩問題における管理者責任判断の枠組み	三浦 靖彦(インターネット法律研究会)
	8	学校における懲戒権行使の実務的考察 —グラビアアイドル退学処分事件を題材に—	野澤 哲也(行政法研究会)
	9	大量増員時代の弁護士をとりまく現状と課題に関する若干の考察 —米国弁護士との比較的观点を交えて—	高橋 理一郎／佐藤 麻子
	10	わが国の治水のあり方について	宮澤 廣幸(環境法実務研究会)
	11	充当に関する「原則に戻った再整理」 — 議論の混乱終息へ —	荏原 正道(商工ローン研究会)
	12	不貞慰謝料 夫婦の一方と不貞をした第三者は、他方配偶者に対し、不法行為責任を負うか	川島 志保／中村 真由美(家族法研究会)
	13	裁判員裁判の実際	妹尾 孝之
6号	1	【特別寄稿】弁護士の業務領域拡大に関する小考	李 載鎮
	2	大規模小売業者の優越的地位の濫用への初の課徴金賦課—山陽マルナカ独禁法違反事件—	鈴木 満(独占禁止法研究会)
	3	コンプライアンスの理念と弁護士の役割	橋本 吉行／岡部 健一／河野 雄太(会社法研究会)
	4	地震災害における不動産法務	立川 正雄／及川 健一郎／篠田 貴和／小木 正和／野竹 秀一／原田 満／久保 豊／川村 健二／西内 洋人(不動産法研究会)
	5	交通事故損害賠償における労災保険給付と損害の填補	常磐 重雄(交通事故損害賠償研究会)
	6	特許権の存続期間の延長登録出願を巡る最近の判例と審査基準の改訂 ～「パシーフカプセル30mg」事件を中心に～	中道 徹(知的財産法研究会)
	7	面会交流実現のための代理人の仕事	川島 志保／中村 真由美(家族法研究会)
	8	弁護士による被害者支援について	武内 大徳
	9	マンション標準管理規約の改正と検討課題	若林 大介(マンション法研究会)
	10	北川湿地事件報告 —身近な自然を守ることの難しさ—	小倉 孝之(環境法実務研究会)
	11	裁判員裁判における情状弁護	齋藤 守／妹尾 孝之
	12	高齢者虐待防止法第9条第2項「やむを得ない措置」の法的性質	中村 真由美(行政法研究会)
	13	保証人被害根絶に向けて金融庁の監督指針を活かそう!横浜商工ローン研究会の弁護団事件の結末など	荏原 洋子(商工ローン研究会)
7号	1	日本の課徴金減免制度の現状と特徴	鈴木 満(独占禁止法研究会)
	2	損害賠償命令とその民事訴訟移行について	大澤 晶子
	3	サブリース契約による賃貸管理	立川 正雄／及川 健一郎(不動産法研究会)
	4	情報公開請求及び個人情報保護をめぐる最近の判例	飯田 伸一／中野 智昭／勝山 勝弘／笠間 透／宮崎 裕子(情報問題対策委員会有志)
	5	団地に関する一考察	松田 道佐(マンション法研究会)
	6	「預金額最大店舗指定方式」による債権差押命令申立てについての一考察	北嶋 祐介／砂子 昌利(債権回収研究会)
	7	刑事弁護活動と国家賠償請求事件に関する報告	深澤 詩子
	8	通商交渉を契機とする新たな知的財産保護立法をめぐる考察:我が国における地理的表示(GI)保護制度の検討に係る考慮事項 —WTO紛争解決事例(DS174/DS290)から得られる示唆を踏まえて—	田中 佐知子(知的財産法研究会)
	9	クラウドを巡るいくつかの法的問題に関する若干の考察	飯田 直久／三浦 靖彦／遠藤 政尚／中野 智昭(インターネット法律研究会)
	10	プロダクト・バイ・プロセス・クレームの解釈 ～揺らぐ物の発明の意義～	中道 徹(知的財産法研究会)
	11	養育費・婚姻費用の算定	川島 志保／中村 真由美(家族法研究会)
	12	43条厳格解釈の歴史と取締役責任訴訟の現状 最高裁平成24年9月28日弁論の意義 その他、実務に役立ついくつかの情報について	荏原 洋子(商工ローン研究会)
	13	金融商品訴訟における適合性原則と説明義務	浅川 壽一(金融取引法研究会)

号数	掲載順	タイトル	執筆者
8号	1	情報公開請求及び個人情報保護をめぐる最近の判例(2)	飯田 伸一／梅村 嘉久／中野 智昭／笠間透／福田 英訓(情報問題対策委員会有志)
	2	脳外傷による高次脳機能障害の訴訟上の認定方法に関する考察	伊藤 武洋(交通事故損害賠償研究会)
	3	消費者契約法と不動産取引(その1)	立川 正雄／及川 健一郎(不動産法研究会)
	4	改定入管法における在留資格取消制度 主に日本人の配偶者等の在留資格について	飯田 学史
	5	不動産取引への消費者契約法の適用 ー主に事業者の立場からー	二川 裕之
	6	秘密保持契約についての若干の考察	田野 賢太郎(知的財産法研究会)
	7	建築確認において、建築主事等が負う職務上の法的義務について	中村 真由美(行政法研究会)
	8	残された課題は遅延損害金と上限金利の引下げ ー利息制限法制定時の議論とその後の法改正国民主権を破壊する T PPのISDS条項	荏原 洋子(商工ローン研究会)
	9	独占禁止法の「域外適用」の現状と課題 ー主要事例の検証を踏まえてー	鈴木 満(独占禁止法研究会)
	10	マンションの給水管等の更新に関する諸問題	濱田 卓(マンション法研究会)
9号	1	新株発行の無効の訴えにおける無効事由について	芳賀 良(会社法研究会・横浜国立大学教授)
	2	下請企業の利益を保護する下請代金支払遅延等防止法	鈴木 満(独占禁止法研究会)
	3	情報公開法等に基づく決定における理由提示をめぐる問題 ー内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申からー	森田 明
	4	個人情報保護をめぐる最近の判例	小野 浩奈／中野 智昭／松田 道佐／笠間透／飯田 伸一(情報問題対策委員会有志)
	5	「特別の影響」に関する一考察	佐々木 好一(マンション法研究会)
	6	消費者契約法と不動産取引(その2)	立川 正雄／及川 健一郎(不動産法研究会)
	7	脳脊髄液減少症の診断基準と裁判例の分析 ー厚生労働省の中間報告と横浜地方裁判所平成24年7月31日判決 を契機としてー	天野 康代／狩倉 博之／神足 嘉穂／坂本 真史／杉原 弘康／鈴木 亮／中野 智昭／三浦 靖彦／山本 紘太郎／吉田 瑞穂(交通事故損害賠償研究会)
	8	人身取引被害の民事的救済	尾家 康介
	9	非嫡出子相続分規定の違憲決定による実務的な影響 ー平成25年9月4日最高裁大法廷決定ー	海江田 誠(遺言・相続研究会)
	10	インターネットや電子データを利用した犯罪に関する考察	桑野 庸司(インターネット法研究会)
	11	スキー場における安全管理の在り方について	徳田 暁／松原 範之(スポーツ法研究会)
	12	「よりよい民法改正のため」から「民法体系の総入れ替え反対」へ ー特に、第三者個人保証についてー	荏原 洋子(商工ローン研究会)
10号	1	マイナンバーと不動産取引	立川 正雄／及川 健一郎／高梨 翔太(不動産法研究会)
	2	情報公開請求及び個人情報保護をめぐる最近の判例(3)	齋藤 宙也／森田 明／福田 英訓／中野 智昭／飯田 伸一(情報問題対策委員会有志)
	3	不動産賃貸借に基づく動産の先取特権を活用した悪質な賃借人からの 早期な建物明渡しの検討	鈴木 洋平
	4	弁護士の眼・弁理士の眼 ー横浜弁護士会知的財産法研究会と日本弁理士会・関東支部・神 奈川委員会との合同研究会成果報告ー	大堀 健太郎／岡田 健太郎／亀井 文也／中道徹／佐久間 重吉／保科 敏夫／青木 充／樋口 正樹(知的財産法研究会)
	5	マンションの共用部分等について生じた不当利得返還請求権の行使 について ー平成27年9月18日最高裁第二小法廷判決ー	小平 展洋(マンション法研究会)
	6	「借金から脱出する権利」の確立に向けて 問題は多重債務から過 重債務へ 利息制限法上限金利引下実現全国会議の9年間の成果から	荏原 洋子(商工ローン研究会)
	7	子の監護に関する処分の一事例	中村 真由美(家族法研究会)
	8	スポーツ事故における武道・格闘技の理解と判例	濱田 玄樹／阿部 新治郎(スポーツ法研究会)
	9	独占禁止法24条の現状と課題	田鍋 智之(独占禁止法研究会)
	10	身体拘束に対する裁判所の意識の変化と弁護活動について	齋藤 守／彦坂 幸伸(刑事弁護センター運営委員会有志)

号数	掲載順	タイトル	執筆者
11号	1	情報公開の差し止め—逆FOIAの実情—	森田 明／中野 智昭／山辺 直義／福田 英訓／井筒 聡美(情報問題対策委員会有志)
	2	宅地建物取引業法の諸問題(その1)	立川 正雄／及川 健一郎／篠田 貴和／野竹 秀一／高梨 翔太(不動産法研究会)
	3	虐待が疑われる乳幼児頭部外傷について、法的観点からの考察	中野 智昭
	4	独占禁止法審査手続に関する指針について	島津 圭吾(独占禁止法研究会)
	5	「忘れられる権利」と近時の裁判例の動向	内山 浩人(インターネット法律研究会)
	6	職務発明と労働法規制についての一考察	岡田 健太郎(知的財産法研究会)
	7	神奈川の林地・緑地保全と開発	幸 裕子／小倉 孝之／大森 望／畑中 隆爾／ 新倉 武／宮澤 廣幸／大島 正寿／鈴木 洋平 (環境法実務研究会)
	8	交通事故損害賠償における介護保険給付をめぐる諸問題について ～将来介護費用の公平な分担を中心に～	常磐 重雄(交通事故損害賠償研究会)
	9	マンションの敷地に関する2つの事例	濱田 卓(マンション法研究会)
	10	高齢者登山における健康状態把握義務と申出責任についての一考	山本 紘太郎(スポーツ法研究会)
12号	1	パブリック・ドメインと商標権に関する一考察	引地 麻由子(知的財産法研究会)
	2	地方公共団体における公文書管理 —審査会答申等から見る問題点と公文書管理条例のあり方—	森田 明(情報問題対策委員会有志)
	3	宅地建物取引業法の諸問題(その2)	立川 正雄／及川 健一郎／川村 健二／山岸 龍文／ 帯 慎太郎／高梨 翔太／金島 悠太 (不動産法研究会)
	4	民法(債権法)改正の重要論点について	飯島 奈津子／石原 隆／小山 泰史(上智大学教授)／ 野田 和裕(広島大学教授)／林 薫男／飛田 憲一／ 宮澤 俊昭(横浜国立大学教授)／山野 健一郎／ 山本 寛／渡邊拓(横浜国立大学教授)(司法制度委員会有志)
	5	交通事故における社会保障制度をめぐる諸問題	黒江 卓郎／榊 研司／鈴木 亮／松原 雄輝 (交通事故損害賠償研究会)
	6	マンションにおける民泊に関する諸問題	水野 博之／濱田 卓(マンション法研究会)
	7	空家等対策の推進に関する特別措置法の概要と神奈川県弁護士会 及び神奈川県内自治体の空家等対策の状況	中野 和明／坂本 正之／苑田 浩之／大川 宏之／ 小林 俊介／酒井 裕香／田中 恒司 (空き家問題対策検討WT有志)
	8	行政不服審査法の手続にかかる問題	中村 真由美(行政法研究会)
	9	「これで防げる学校体育・スポーツ事故」シンポジウム報告 —ゴール転倒・組立体操・ムカデ競争の事故から子供達を守る—	松原 範之／阿部 新治郎(スポーツ法研究会)
13号	1	独占禁止法審査手続と「秘匿特権」	加藤 正太(独占禁止法研究会)
	2	弁護士会照会をめぐる裁判例の研究	飯田 伸一／井筒 聡美／齋藤 由也／福田 英訓／ 森田 明(情報問題対策委員会有志)
	3	土地区画整理事業の諸問題	及川 健一郎／高梨 翔太／金島 悠太(不動産法研究会)
	4	家事の分担がある場合の逸失利益性	海江田 誠(交通事故損害賠償研究会)
	5	管理組合が保管する書類の閲覧・謄写請求に関する一考察	濱田 卓(マンション法研究会)
	6	保証被害根絶に向けて —これまでを振り返り、これからを考える—	荏原 洋子(債務者の権利研究会)
	7	シンポジウム「これで防げる学校体育・スポーツ事故」報告 —繰り返されるプール事故から子ども達を守る—	徳田 暁／飯島 俊／松原 範之／阿部 新治郎／ (スポーツ法研究会)
14号	1	地方公共団体における情報公開等不服申立てを巡る問題点	森田 明(情報問題対策委員会有志)
	2	共有不動産の諸問題	立川 正雄／及川 健一郎／高梨 翔太／金島 悠太 (不動産法研究会)
	3	インターネットを巡る法制度の概要と動向	山辺 直義／内山 浩人／大谷 優樹／畔柳 秀勝／ 田中 総一郎／遠藤 政尚／坂本 真史／飯田 直久／ 栗野 庸司(IT法研究会)
	4	配偶者居住権とマンションにおける管理費等支払義務	佐藤 元(マンション法研究会)
	5	シンポジウム「これで防げる学校体育・スポーツ事故」報告 —繰り返される跳び箱事故から子ども達を守る—	松原 範之／阿部 新治郎／濱田 玄樹／大川 雄矢 (スポーツ法研究会)
15号	1	リツイートを中心とするSNS投稿の法律問題	飯田 直久／本田 正男／遠藤 政尚／内山 浩人／ 木村 俊樹／坂本 真史(IT法研究会)
	2	株式譲渡承認請求に係る諸問題	前田 康行(会社法研究会)

号数	掲載順	タイトル	執筆者
15号	3	2020関東弁護士会連合会シンポジウム報告 「スポーツにおける公正性・公平性の実現のために ～障害者スポーツ、不祥事対応を題材として～」	飯島 俊／松原 範之／阿部 新治郎／三輪 渉(スポーツ法研究会)
	4	新型コロナウイルス感染症と賃料減免の諸問題	及川 健一郎／野竹 秀一／金島 悠太(不動 産法研究会)
16号	1	EU及びその加盟国における下請的取引及び優越的地位濫用に対 する規制の現状	鈴木 雄大(独占禁止法研究会)
	2	地方公共団体の個人情報保護に関する審議会の実情と今後 ～令和3年個人情報保護法改正を踏まえて	森田 明(情報問題対策委員会有志)
	3	制限超過支払いの充当の歴史と基本・最高裁に原点の確認を求め よう&最近の債務の消滅時効問題	荏原 洋子(債務者の権利研究会)
	4	有名野球選手のサインの偽造・販売と不正競争防止法	石原 知(知的財産法研究会)
	5	土地の使用貸借契約の諸問題	及川 健一郎／金島 悠太(不動産法研究会)
	6	スポーツ競技者同士の競技事故における不法行為責任の裁判例考 察	飯島 俊／松原 範之／阿部 新治郎(スポーツ 研究会)
	7	マンションの共用部分から生じた損害に関する責任 —給排水管からの漏水に関する管理組合の責任とその拡大を中心 にして	佐藤 元(マンション法研究会)
17号	1	休眠抵当権の抹消に関する諸問題	及川 健一郎／金島 悠太(不動産法研究会)
	2	マリンスポーツにおける水生生物採捕に関する法律問題	飯島 俊(スポーツ研究会)
	3	ネット上の誹謗中傷における法制度の動向 ～プロバイダ責任制限法改正、侮辱罪の罰則化～	飯田 直久／内山 浩人／佐藤 隆志／遠藤 政尚(IT法研究会)
18号	1	「区分所有法制の改正に関する中間試案」に対する神奈川県弁護士 会の意見書	林 薫男／渡邊 拓／田中宗一郎／中野智一 朗 ／坂本 学(神奈川県弁護士会司法制度委員 会)／濱田 卓／佐藤 (マンション法研究会)
	2	家族法と倒産手続き—離婚と財産分与に焦点をあてて—	毛塚 衛(倒産法研究会)
	3	会社の解散と清算	毛塚 衛(会社法研究会)
	4	建替費用の損害賠償と損益相殺	及川 健一郎(不動産法研究会)
	5	親子関係の存否を前提問題として審理判断することができる場合	中村 真由美(行政法研究会)
	6	1 スポーツ指導の現場で発生しがちなトラブルを防止・解決するた めのヒントを法律の専門家の立場から解説 —スポーツ現場での発言について、紛争防止のために指導者が気 を 付けるべきこと—	井上 浩平／清水 基弘(スポーツ研究会)
		2 スポーツ事故の実効的な被害救済、補償等について	柴田 剛(スポーツ研究会)
19号	1	令和3年個人情報保護法改正に基づく条例改正後の地方公共団体 の個人情報に関する審議会の実情と問題点	森田 明(情報問題対策委員会有志)
	2	生活保護法第77条の2にかかる検討	中村 真由美(行政法研究会)
	3	シンポジウム「これで防げる学校体育・スポーツ事故」報告 —熱中症事故から子供を守る—	三輪 渉(スポーツ法研究会)
	4	生成AIの法律問題	飯田 直久／内山 浩人／遠藤 政尚／川添 利賢／佐藤 隆志(IT法研究会)

あ　と　が　き

- ◇関係各位のご協力をいただき、第19号を発刊することができました。創刊号から本号に至るまで、本書の発行に携わった全ての皆様に深く感謝申し上げます。
- ◇本号は、3つの研究会と1つの委員会による4本の論文を掲載しました。いずれの論文も、実務家としての観点から検討を加えた最新の議論が展開されておりますので、是非ご一読いただき、今後の実務もしくは研究等に役立てていただければ幸いです。
- ◇今後も、引き続き発刊する予定ですので、本書をより充実した内容とするためにも、本書に対するご意見等をお寄せいただければ幸甚です。また、継続的に発表されている研究会は勿論のこと、これまで未発表の研究会や、同一の研究会から複数の論文をお寄せいただくことも大歓迎ですし、個人会員による寄稿もお待ちしております。今後、本書を継続的に発刊するためにも、より積極的な寄稿をお願い致します。
- ◇特に若手の会員の皆様へお願いがあります。本号の当会会長による巻頭言を是非お読み下さい。論文を執筆することについての深い洞察が示されております。
- ◇最後に、本号の発刊にあたり、ご多忙の中、快く執筆を引き受けて下さいました各研究会所属の会員の皆様、また、編集や連絡のために労力を割いて下さった編集委員、そして事務局の方々に心より感謝申し上げます。

2025（令和7）年3月15日

編集兼連絡委員代表　藤　田　章　弘

編集兼連絡委員（順不同）

代表　藤田章弘

委員　田子陽子、内山浩人、杉原弘康、濱田卓、濱田玄樹、松原雄輝、溝口歩実、
加藤尚敬、鈴木洋平

担当副会長　藤田香織

研修委員会委員長　古口雄介

神奈川県弁護士会専門実務研究会

- ・倒産法研究会
- ・知的財産法研究会
- ・会社法研究会
- ・独占禁止法研究会
- ・家族法研究会
- ・遺言・相続研究会
- ・IT 法研究会（旧インターネット法律研究会）
- ・不動産法研究会
- ・行政法研究会
- ・マンション法研究会
- ・債務者の権利研究会（旧商工ローン研究会）
- ・環境法実務研究会
- ・交通事故損害賠償研究会
- ・スポーツ法研究会
- ・信託研究会

2025(令和7)年 専門実務研究 第19号

令和7年3月15日発行

発行所 **神奈川県弁護士会**

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通9番地

電話 045(211)7707

ホームページ <https://www.kanaben.or.jp/>

印刷所 山王印刷株式会社

〒232-0071 神奈川県横浜市南区2丁目17-8

電話 045(714)2021

乱丁・落丁本はお取替えいたします。

©2025 Kanagawa Bar Association

本書の全部または一部を複写複製および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

これらの許諾については本弁護士会(Tel 045-211-7707)までご照会ください。